

いざという時には、 普段やっていることしかできない



林 春 男

消防審議会委員

(京都大学防災研究所
巨大災害研究センター長・教授)

平成17年度の都道府県に続き、平成18年度には全国の市町村で国民保護計画の整備が完了し、全国のすべての地方自治体で国民保護の体制が整うことになる。消防庁では次の達成目標をマニュアルの整備、訓練の充実、市民への啓発による計画の実効性の向上においでいると聞く。同時に、この段階から各地域の取組みの差が顕在化してくると予想される。

体制整備の段階での達成目標は、国全体として国民保護に関する標準的な仕組みを作ることであつた。国の一大事と言うべき事態がどの地域で発生しても、効果的な危機対応を行うためには、地元自治体から国までの各関係機関による有機的な相互連携が不可欠だからである。それを実現するツールとして、消防庁のモデル計画が提示され、それを踏まえた計画立案がなされてきた。その一方で、体制整備の段階では、各地域の取組みの差が計画の文言に反映されにくい状況であつたともいえる。

計画の実効性を高めようとする段階では、国民保護の問題をどうとらえるかという考え方や地域特性によって各地域の取組みに大きな差が如実に出てくることが予想される。国民保護計画は「あつてはならない事態」に対する「なくてはならない」計画なので、実践を通してその実効性を高めていく確率が低い計画である。したがって、研修・訓練の体系をどのように整備するかが、計画の実効性の向上や不備の見直しに大きな意味を持つことになる。

実際の危機対応では「何をするのかわからない」「頭では分かつていても、実際にはできない」「いわれればできるが、実践できていない」という反省をよく聞く。その克服が研修・訓練の目的となる。つまり、計画内容について理解を深めること(「まなぶ」)、対策の実施手順について習熟すること(「ならう」)、関係機関相互の連携を確認すること(「ためす」)の3要素を上手に組み合わせることが求められる。そのためには研修や訓練に関する系統だったプログラムの開発を必要とする。そこに消防庁が果たす役割は大きいと考える。

では、何を教材として「まなぶ」「ならう」「ためす」ことが有効なのだろうか。その答えは、各自治体がこれまで経験してきた危機事案である。とくに小規模な危機事案への対応である。「大は小をかねるが、小は大をかねない」と反論されるかもしれないが、そこで考えるべきことは「いざという時には、普段やっていることしかできない」という危機対応の教訓である。どのような原因であれ危機が発生した場合に社会がとるべき対応は基本的に同じである。ならば、小規模な危機対応をきちんとできない組織に大規模事案の対応は不可能である。小規模な危機事案ならば、多くの自治体が経験しているはずである。求められるのは、その経験からいかに教訓を引き出すかである。その方法論を開発する必要がある。この点でも消防庁の役割は大きいと思う。

消防の動き



平成19年
4月号

No. 433

- 消防法の一部を改正する法律案の概要
- 千島列島を震源とする地震による津波に対する地方公共団体の対応及び今後の対応

FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



消防法の一部を改正する法律案の概要

予防課

1 本法律案提出の背景

消防庁では、防火対象物の大規模化・高層化や社会情勢の変化等を踏まえ、防火対象物の安全管理や危機対応のあり方について制度全般の見直しを検討することを目的として、平成18年7月より「予防行政のあり方に関する検討会」を設置し、防火対象物の火災予防対策について幅広く検討を行い、平成18年12月には「予防行政のあり方について（中間報告）」が取りまとめられました。

また、消防審議会（会長：菅原 進一 東京理科大学大学院総合科学技術経営研究科教授）においても、防火対象物の安全管理や危機対応のあり方について審議が行われ、平成19年2月7日に「大規模地震等に対応した消防力の確保に関する答申」が消防庁長官に対し手交されました。

消防庁においては、上記中間報告及び答申を踏まえ、大規模地震等に対応した自衛消防力の確保のための消防法の一部を改正する法律案に関する法制化の作業を行ってきましたが、去る平成19年3月6日に「消防法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、同日に国会に提出されたところです（閣法第63号）。以下本法律案の概要を紹介します。

2 本法律案の内容

本法律案は、地震等の災害の防止を図るため、多数の者が出入する大規模な建築物等を対象として、

- ①災害発生時の応急活動を実施する自衛消防組織の設置
- ②地震等の災害による被害を軽減するため必要な事項を

定める消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難の訓練の実施など防災管理上必要な業務の実施を義務付ける等の改正を行うものです。

以下、この2項目について説明していきます。

（1）災害発生時の応急活動を実施する自衛消防組織の設置

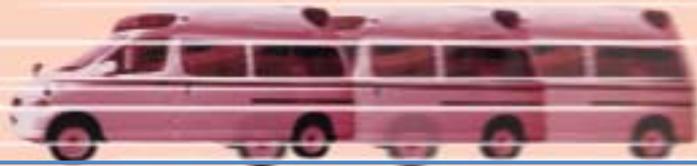
防火対象物のうち多数の者が出入するものであり、かつ、大規模なものとして政令で定めるものの管理権原者は、政令で定めるところにより、当該防火対象物に自衛消防組織を置かなければならないこととしています。

自衛消防組織とは、災害発生時において、資機材等を活用しながら、初期消火、通報、避難誘導など、災害による被害を軽減するため必要な応急活動を行う人的組織です。

このような自衛消防組織は、現在でも多くの建築物等で自主的に設置されていますが、特に多数の人々が利用する建築物等については、消防計画等に定める安全対策の実効性を制度的に担保する必要があるため、建築物等の管理権原者に対し、訓練の実施などにより一定の能力が確保された自衛消防組織の設置を義務付けることとしています。

また、防火対象物の管理権原者は、自衛消防組織を置いたときは、遅滞なく自衛消防組織の要員の現況その他総務省令で定める事項を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないこととしています。

このほか、消防長又は消防署長は、自衛消防組織が置かれていないと認める場合には、防火対象物の管理権原者に対し、自衛消防組織を置くべきことを命ずることがで



きることをしています。

なお、地震等の災害による被害の軽減のため特に必要がある建築物等として政令で定めるものに自衛消防組織が置かれている場合には、当該自衛消防組織は、地震等の被害の軽減のために必要な業務を行うこととしています。

(2) 地震等の災害による被害を軽減するため必要な事項を定める消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難の訓練の実施など防災管理上必要な業務の実施

地震等の災害による被害の軽減のため特に必要がある建築物等として政令で定めるものの管理権原者は、地震等の災害による被害の軽減に関する知識を有する者で政令で定める資格を有する者のうちから防災管理者を定め、当該建築物等について消防計画の作成、当該消防計画に基づく避難の訓練の実施その他防災管理上必要な業務を行わせなければならないこととしています。

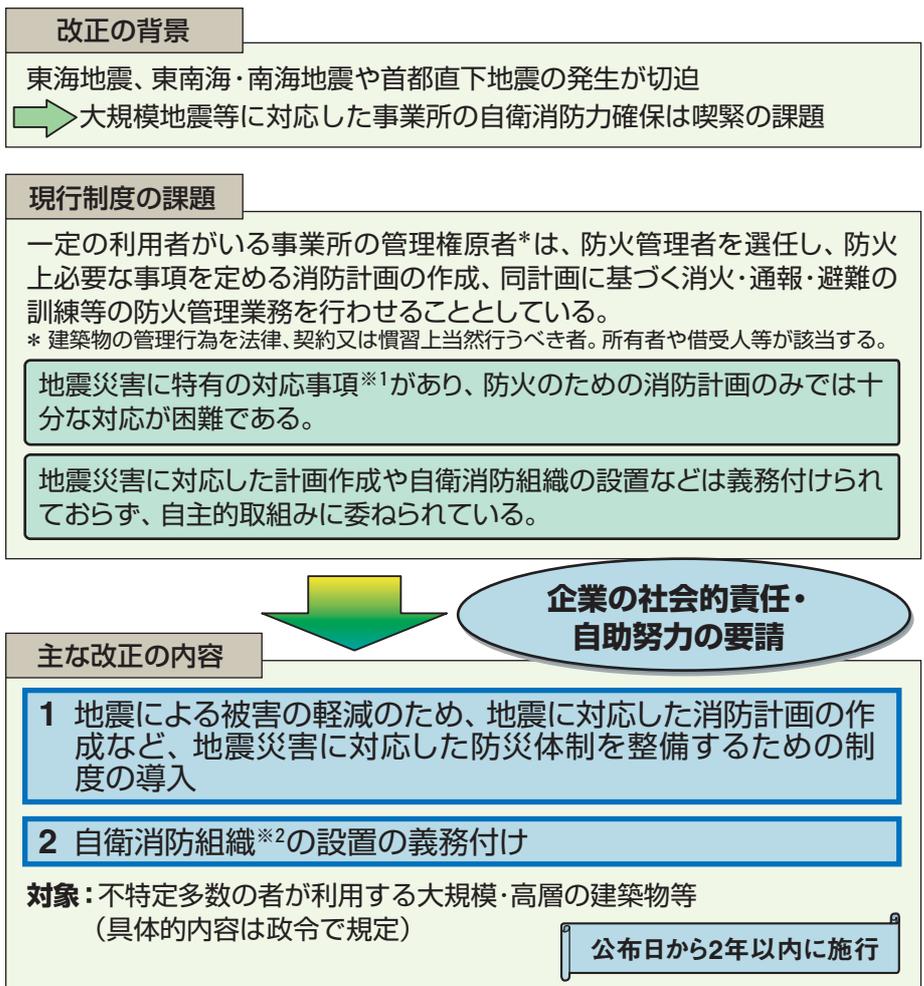
現行の消防法では、管理権原者に対し、防火管理者を定め、火災に関する消防計画の作成等防火管理上必要な業務を行わせることとしておりますが、現行の消防計画が地震等にそのまま適用するには不十分な部分があることから、地震等に対応した消防計画として、以下のような内容を定める必要があります。

- 建築物等の利用者の避難誘導・救出救護の方法
- エレベータ停止に伴う閉込め事案への対応

- 避難施設や消防設備の損壊への対応
- 停電、断水、通信障害、交通障害等のインフラ障害への対応
- 同時多発的な被害発生への対応

このほか、現行の火災に関する防火対象物点検報告制度等の規定を地震等の災害による被害の軽減のため特に必要がある建築物等として政令で定めるものについて準用することとしています。

消防法の一部を改正する法律案の概要



企業の社会的責任・自助努力の要請

※1 地震災害特有の対応事項

- 避難誘導、救出救護
- エレベータ停止に伴う閉じ込め事案への対応
- 避難施設や消防設備の損壊への対応
- 停電、断水、通信障害、交通障害等への対応
- 同時多発的な被害発生への対応 等

→ 消防計画作成事項として省令に規定

※2 自衛消防組織

- 建築物の従業員等で構成
- 避難誘導、消防機関への通報、初期消火などの応急活動を実施
- 所要の講習を受講した者を政令で定める基準に応じて配置



(3) 対象とする防火対象物

災害時における人命危険の大きさにかんがみ、組織的かつ計画的な応急対策が必要なものとして、概ね次の用途及び規模に該当する防火対象物を対象とする予定です。(政令で規定する予定)

○用途：

建築物等の構造に不案内な不特定者が利用するもの(百貨店、旅館、病院、地下街など)

○規模：

- ①延べ面積が50,000㎡以上のもの
- ②5階以上で延べ面積が20,000㎡以上のもの
- ③11階以上で延べ面積が10,000㎡以上のもの
- ④延べ面積1,000㎡以上の地下街

(4) その他

本法律案が国会の審議を経て可決成立した際には、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしています。

3 おわりに

消防庁においては、政令・省令等の諸規定を整備するとともに、建築物等における地震を想定した消防計画のマニュアル策定、制度改正の周知・徹底など、円滑な施行に向けた準備作業を実施する予定です。

火災及び大規模地震発生時の被害事象等の相違点

		火 災	大規模地震
被害事象	建物内の被害の形態	通常、火元は一ヶ所 また、自動火災報知設備等により比較的覚知しやすい	火災だけでなく、建築構造・設備の損壊や機能停止、落下物・転倒物による被害が発生 被災箇所が同時多発的で広範囲
	時間変化	通常、火元から徐々に拡大し、深刻な被害を生ずるまでに一定の時間を要する また、防火区画、防火設備、排煙設備により、火災の影響範囲は限定的	発災直後に一瞬で被災 また、出火した場合には、防火区画等の被災により、急激に延焼拡大するおそれ
	ライフラインや周辺の被害	建物内の停電等は想定されるが、限定的	建物内のほか、地域全体で停電、断水、通信障害、交通障害が発生 また、被災地域では、建物倒壊や火災が多数発生
事業所における初動対応	応急活動の内容	初期消火、通報連絡、避難誘導、救出救護など	通常の火災時に必要な対応に加え、人手による全体の被災状況の確認、停電・余震などによる不安や恐怖感の排除(パニック防止)、転倒物等からの救出救護、エレベータ停止に伴う閉込め対応、出火した場合の迅速な初期消火、広範囲に危険が及ぶ場合の全館避難
	応急活動の手段	消防設備、避難施設、非常用エレベータ等を活用	消防設備、避難施設、非常用エレベータ等が損壊や機能停止により使えない可能性がある 停電、断水等のため、上記施設・設備や照明器具等が機能しない可能性がある
	従業者等の召集	夜間休日の場合でも、比較的駆け付けが容易	夜間休日の場合、指揮者・隊員の駆け付け困難
	活動時間	消防機関は、通報による火災覚知後、速やかに現場へ到着し、消火や救助、救急搬送等を実施	消防機関の迅速な活動を期待できない可能性がある → 事業所単独の対応が長期化



千島列島を震源とする地震による津波に対する地方公共団体の対応及び今後の対応

防災課

1 背景

平成18年11月15日と平成19年1月13日に千島列島を震源とする大規模な地震が発生し、北海道のオホーツク海沿岸から釧路支庁までの太平洋沿岸に津波警報が、それ以外の北海道太平洋沿岸から東日本の太平洋沿岸及び伊豆諸島、小笠原諸島に津波注意報が発表されました。

その際、避難指示・勧告の発令では従来の対応に比べ改善が見られたものの、住民の避難率が低かったなどの津波避難に関する課題が指摘されたところです(表1・2・3参照)。

このため、消防庁では、避難指示・勧告が発令された市町村を対象に、市町村の防災対策等について調査を実施しました。

区に行政側の人的・物的資源を集中的に投入することができ、住民へのきめ細かな情報伝達を行うことが可能となります。

今回は、日本沿岸から離れた場所で地震が発生したため、津波の到達までに時間的な余裕があり、事前の津波対策が明確に避難率の向上に結びつくという結果は得られませんでした。地域ごとの津波避難計画の策定に向

表1 近年の津波警報に対する避難指示・勧告の状況

種別	津波警報の対象市町村数	避難指示発令市町村数	避難勧告発令市町村数	未実施市町村数
千島列島東方を震源とする地震(平成19年1月13日)	22	0	22	0
千島列島東方を震源とする地震(平成18年11月15日)	22	2	20	0
紀伊半島沖を震源とする地震(平成16年9月5日)	42	0	12	30
平成15年(2003年)十勝沖地震(平成15年9月26日)	21	0	14	7

表2 平成19年1月13日の津波警報等に対する住民の避難所への避難状況

種別	市町村数	対象者数(A)	避難者数(B)	避難率(%) (B/A)
津波警報	22	98,606	8,553	8.7
津波注意報	3	15,313	448	2.9
合計	25	113,919	9,001	7.9

表3 平成18年11月15日の津波警報等に対する住民の避難所への避難状況

種別	市町村数	対象者数(A)	避難者数(B)	避難率(%) (B/A)
津波警報	避難指示	2	1,723	74.2
	避難勧告	20	129,081	12.8
	小計	22	130,804	13.6
津波注意報	避難指示	1	17,636	0.4
	避難勧告	4	15,894	5.0
	小計	5	33,530	2.6
合計	26	164,334	18,670	11.4

*同一市町村内で避難指示と避難勧告を発令しているところがあり合計市町村数が合わない。

2 調査結果

1. 津波ハザードマップと津波避難計画の作成及び避難対象地区の指定

津波が浸水する危険がある地域を的確に選定し、避難指示・勧告を発令した市町村の方が、地域を選別せずに避難勧告を発令した市町村よりも避難の実効性が上がっていることから、あらかじめ津波ハザードマップ及び津波避難計画を作成し、住民等に周知するとともに、津波警報が発表された際には、速やかに避難対象地区を指定できるようにしておくことが必要です(表4参照)。避難対象地区を限定することにより、避難対象地

表4 避難対象地区の選別と避難率の関係

区分	平成18年11月15日				平成19年1月13日			
	市町村数	避難対象地区の選別		市町村数	避難対象地区の選別			
		全域	選別		全域	選別		
避難率	50%以上	5	0	5	2	0	2	
	25~50%	4	0	4	3	0	3	
	10~25%	10	3	7	7	0	7	
	10%未満	7	4	3	13	2	11	
	計	26	7	19	25	2	23	



けて、関係都道府県においては津波浸水予測図の作成を、沿岸市町村においては津波避難の必要な地域の状況を十分に把握した上で、津波ハザードマップの作成を強力に推進することが必要です。

2. 防災教育の徹底

沿岸近くで発生する地震による津波のように、到達時間が極めて短い場合はもとより、今回のように津波到達までの時間に猶予がある場合でも、住民が自らの判断で避難行動を行うことは極めて重要です。

このため、津波ハザードマップや津波避難計画などの情報、津波は海底・海岸の地形により予測以上の被害をもたらす場合や、第一波が必ずしも最大とはならないなどの津波に関する基礎的な知識や津波の危険性について、折に触れて、住民に分かりやすく提供するとともに、気象庁等の関係機関とも連携し、防災教育の一層の徹底を図ることが必要です。

3. 住民等へのきめ細かな情報伝達及び避難行動の促進

今回の調査では、同報無線や消防車両等による避難の呼びかけに加え、消防団や自主防災組織による戸別訪問や電話連絡などきめ細かな情報伝達も行われ、それが住民の避難行動に結びついていることが明らかになりました（表5・6参照）。

特に、今回のように津波の到達までに時間的な余裕がある場合においては、津波到達予想時刻を見極めた上で、きめ細かな情報伝達や避難行動の促進を行うことは避難率向上のために極めて有効な手段であることから、平常時より、様々な情報伝達手段について検討・確保しておくことが望まれます。その中でも、消防団や自主防災組織を活用した情報伝達は有効であることから、消防団や自主防災組織の活動を強化することが必要です。

ただし、沿岸近くで発生する地震による津波は到達時間が極めて短いことから、強い揺れを感じたときや津波警報を覚知した場合には、直ちに海浜から待避し、急いで安全な場所に避難することが最優先であり、消防団や自主防災組織を活用した情報伝達は、安全が確保される範囲内において、津波到達予想時刻を見極めた上で活用されるべきものであることは言うまでもありません。

3 今後の対応

消防庁では、地方公共団体に対して、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成17年3月中央防災会議報告）をはじめ、「津波対策推進マニュアル検討報告書」（平成14年3月消防庁検討委員会報告）、「沿岸地域における津波避難対策の徹底について」（平成15年9月30日付け消防災第187号）及び「平成15年（2003年）十勝沖地震に関する津波避難の状況と今後の対策について」（平成15年10月9日付け消防災第190号）の趣旨の再確認及び津波対策の一層の推進について要請するとともに、引き続き地方公共団体の津波対策に係る取組みを支援していきます。

表5 平成19年1月13日の住民への情報伝達手段と避難率の関係

区分 ()内は市町村数	平均 手段数	同報無線		消防車両広報		消防団員等による戸別訪問		自治会・町内会への電話連絡		広報車両広報	
		実施	実施率	実施	実施率	実施	実施率	実施	実施率	実施	実施率
避難率 50%以上(2)	3.0	0	0.0	1	50.0	2	100.0	1	50.0	1	50.0
25~50%(3)	3.3	1	33.3	2	66.7	2	66.7	2	66.7	2	66.7
10~25%(7)	2.4	4	57.1	5	71.4	1	14.3	1	14.3	4	57.1
10%未満(13)	2.9	10	76.9	11	86.6	3	23.1	3	23.1	8	61.5
計(25)	—	15	60.0	19	76.0	8	32.0	7	38.5	15	60.0

表6 平成18年11月15日の住民への情報伝達手段と避難率の関係

区分 ()内は市町村数	平均 手段数	同報無線		消防車両広報		消防団員等による戸別訪問		自治会・町内会への電話連絡		広報車両広報	
		実施	実施率	実施	実施率	実施	実施率	実施	実施率	実施	実施率
避難率 50%以上(5)	3.4	1	20.0	4	80.0	3	60.0	3	60.0	4	80.0
25~50%(4)	3.0	2	50.0	4	100.0	1	25.0	1	25.0	3	75.0
10~25%(10)	3.3	7	100.0	9	90.0	5	50.0	4	40.0	6	60.0
10%未満(7)	2.7	5	83.3	6	85.7	0	0.0	2	28.6	4	57.1
計(26)	—	15	57.7	23	88.5	9	34.6	10	38.5	17	65.4

消防防災科学技術高度化戦略プランの改訂について

消防技術政策室

消防庁では、消防防災科学技術の研究をより効率的、かつ充実したものにするを目的として、平成13年11月に「消防防災科学技術高度化戦略プラン」を策定しました。しかし、策定後5年近くが経過し、また、その間に飛躍的な技術革新もあり、消防防災科学技術を取り巻く環境は大きく変化しているところです。

このような状況を踏まえ、今後、これらに対応し、消防防災分野の科学技術の高度化の推進を図る必要があることから、現在の「消防防災科学技術高度化戦略プラン」を改訂しましたので、その概要等についてお知らせします。

改訂された「消防防災科学技術高度化戦略プラン」(以下「新戦略プラン」という。)は、

- I 消防防災科学技術の高度化に対する研究開発の現状・認識
- II 消防防災科学技術の高度化に対する基本的な姿勢
- III 消防防災科学技術の高度化の戦略プラン
- IV 分野別の戦略プラン
- V 資料

の5項目から構成されていますが、ここでは、新戦略プランの要となるⅢ及びⅣを中心に、その概要を説明します。

まず、Ⅰについては消防防災科学技術の高度化に対する研究開発の現状及び認識が、また、Ⅱにおいては、消防防災科学技術の高度化に対する基本的姿勢が、それぞれ記載されています。そして、Ⅲにおいては、消防防災科学技術の高度化の戦略プランとして、次の4項目が掲げられています。

1. 重点的に取り組むべき研究開発課題の設定

今後、重点的に取り組むべき研究開発課題は次の通りである。

- ① 高齢者等災害時要援護者へ配慮した国民の安心・安全の確保
- ② 大規模災害(過密都市火災、自然災害、危険物災害、テロ等特殊災害等)への備えの充実
- ③ 先端技術を活用したより高度な消防防災活動の実施

- ④ 増加する救急需要への対応と救急業務の高度化

2. 消防防災の科学技術を担う人材の教育体制の充実

消防研究センターを中心に大学との連携を推進し、消防防災の科学技術を担う人材を養成する。また、様々な分野の研究者等が消防防災に係る研究開発に参画できる環境を整備し、人材の育成・裾野の拡大を図る。

3. 情報の共有化と啓発・普及の推進

消防防災科学技術の高度化に資する研究開発等を円滑に実施していくためには、次の点に留意しつつ、関係者間における情報の共有化等に努める。

- ① 国又はこれを補完する関係団体等を中心に消防防災の科学技術に関する情報を一元化し、共通して利用できる基盤を整備する。
- ② 消防防災科学技術のニーズ等に関しアンケート調査等を実施するとともに、国、都道府県、消防本部、民間企業等と連携を図り情報を集約し、整理等を行う。
- ③ 関係者が相互に連絡会、講演会、発表会等の開催等を行い、情報の提供・発信を行う。
- ④ 消防研究センターを中心に海外の消防防災研究機関との連携や交流を積極的に行い、最新の技術課題や情報等の共有化を推進する。
- ⑤ 消防防災関係の装備・資機材等の海外の技術開発・改良等の情報を収集し、利活用や改良開発等の情報を集約・整理等を行い、相互に情報の提供や発信を行う。

4. 推進体制の充実強化

新戦略プランの推進に当たっては、消防庁、消防研究センターを中心とし、都道府県・消防本部はもちろんのこと、消防関係団体や大学等の研究機関、関係業界等の関係者との協力、連携を深めていくことが不可欠である。このため、既存の連携組織の活用や関係者からなる推進協議会(仮称)の設置など産学官が連携して消防防災科学技術の高度化を推進するために連携体制・組織の充実強化を図る。

そして、前述した重点的に取り組むべき研究開発課題を解決するために、消防防災に必要な科学技術を9つの分野に細分化して整理したのが、Ⅳの分野別の戦略プランです。その細分化した9つの分野とは、

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 火災予防・防災技術 | 2. 防災・減災対応技術 |
| 3. 防災情報・通信技術 | 4. 消火技術 |
| 5. 救助技術 | 6. 救急対応技術 |
| 7. 危険物施設等保安技術 | 8. 特殊災害対応技術 |
| 9. 国民保護・NBC災害対応技術 | |

となっています。この9つの分野については、(1)分野ニーズと全体目標、(2)取り組むべき課題・事項についてそれぞれ整理をしていますが、ここでは、紙面の都合上、各分野の取り組むべき課題・事項を記載しておきます。

1. 火災予防・防災技術

- ① 火災に関する詳細な分析
- ② 火災原因調査技術の高度化に関する研究
- ③ 火災現象に関するシミュレーション技術の高度化
- ④ 防火対象物の大規模化、高層化、深層化、複雑化等に対応した総合的な防火安全対策
- ⑤ 新技術の消防設備機器等への積極的活用

2. 防災・減災対応技術

- ① 災害時要援護者対応の充実
- ② 防災教育等の実効性の向上
- ③ 消防防災訓練・演習の体系化
- ④ 消防防災資源の効果的かつ効率的な活用
- ⑤ 地震等の災害の被害予測システムの高度化
- ⑥ 地震火災による被害の軽減のための研究
- ⑦ 都市型災害への対応能力の向上

3. 防災情報・通信技術

- ① 大規模災害時における通信の確保
- ② 大規模災害時における情報把握・伝達
- ③ 情報通信技術(ICT)を活用した消防機関等行政機関の災害対応支援
- ④ 災害情報の共有
- ⑤ 消防活動に必要な情報の高度化

4. 消火技術

- ① 高性能な消火薬剤の開発・先進的な消火技術の開発
- ② 高度な消防防護服などの資機材の開発

5. 救助技術

- ① 高性能な救助資機材等の開発

- ② 活動現場での安全を確保するための技術開発

6. 救急対応技術

- ① 救急業務を効率的に実施するための部隊の配置等に関する技術開発
- ② 救急業務の高度化の推進
- ③ 消防・救急隊員の労働環境の改善

7. 危険物施設等保安技術

- ① 危険物施設に係る経年劣化対策の研究開発
- ② 地震等による被害を予測する技術や被害を軽減させるための技術開発
- ③ 新たな危険性を有する物質等の性状把握及び消火方法の確立
- ④ 性能規定化の推進

8. 特殊災害対応技術

- ① 放射線等に対する安全を確保する技術
- ② ナトリウム、リチウム等の特殊な危険物の燃焼性状・消火方法
- ③ 廃棄物等の火災に関する性状・消火方法
- ④ 地下施設等における消防隊員の安全な活動を支援する技術
- ⑤ 地下施設等からの効果的な避難誘導技術などについての研究開発

9. 国民保護・NBC災害対応技術

- ① ICT等の最先端技術を活用した避難誘導や情報伝達等の円滑な実施
- ② NBC災害に対応するための防護資機材の高度化
- ③ NBC災害に対する初期対応技術の確立

以上が、改訂された新戦略プランの概要です。

今後、消防庁としては、この新戦略プランに基づき、消防防災科学技術の高度化の推進を図ることとしておりますが、各消防本部をはじめとする関係機関等におかれましても、この新戦略プランを、今後における消防防災科学技術の共通の認識・目標とし、消防全体における科学技術の高度化が図られれば幸いです。

なお、詳細については、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp>)または、消防研究センターホームページ(<http://www.fri.go.jp/cgi-bin/hp/index.cgi>)をご覧ください。

2市町(熊本県八代市・栃木県那須町)における 図上型防災訓練等の実施結果概要

【平成18年度地方公共団体の地震防災訓練(図上型訓練)実施要領モデルの作成に関する調査研究】
(図上型防災訓練マニュアル作成研究会)

応急対策室

1. はじめに

熊本県八代市、栃木県那須町で行った図上型防災訓練は、平成18年度の「図上型防災訓練マニュアル作成研究会」の調査研究事業の一環としてケーススタディのために実施したものです。

総務省消防庁では、中央防災会議の「防災に関する人材の育成・活用に関する報告」(平成15年5月)を踏まえ、大地震や台風などの大規模災害発生時において、迅速かつ適切に対応するためには、災害対応責任者としての市町村長によるリーダーシップの発揮、住民と市町村等の行政との間の信頼関係の確立による防災力の一層の強化が不可欠との見地から、図上型防災訓練(意思決定訓練)の実施促進を図ることが必要であるとしています。このため、図上型防災訓練の企画に係るノウハウや知見等を取りまとめ、よりの確な訓練の実施を普及・促進する必要があるとし、平成15年度から図上型防災訓練の種類と特徴、都道府県や市町村における地震災害を対象とした図上型防災訓練の実施状況や課題、訓練実施要領のあり方について調査・研究を行い、その結果を広く紹介することにより、市町村等における実践的な図上型防災訓練の実施促進を図ることとしています。

2. ケーススタディ訓練の実施概要等

(1) 市町村職員を対象とした図上型防災訓練の実施

ア. 熊本県八代市

〔平成18年11月20日(月)～21日(火)実施〕

(ア) 地域の特徴

- ・人口約14万人、南北に日奈久断層が走り、過去に浸水経験がある球磨川が流れる。管内には九州新幹線が走り、石油基地、ガスタンクを有する都市である。

(イ) 想定

「布田川・日奈久断層帯」において、マグニチュード7.5の地震が発生、当該地震のもと

に地盤災害、液状化等による被害のほか、ライフラインの切断、鉄道事故、コンビナート災害等に対する、災害対策本部の立ち上げなどの初動体制等について、図上シミュレーション訓練を実施。

(ウ) 訓練概要

地震発生の初動期において、市町村長や災害対策本部要員等が行うべき状況判断、役割行動の確認、応急対策活動上の問題点等の把握。(市長以下職員42名参加)

- ・職員の招集、対策本部の立ち上げ(現地災害対策本部が設置された場合における住民や関係機関との連携情報連絡体制の確立)
- ・建物倒壊、火災被害、ライフライン等の被害発生状況の把握、情報収集、整理、分析、伝達方法等の確認
- ・地震発生後の1～2時間と事態安定期の対応、地元関係機関、緊急消防援助隊、自衛隊、警察、他市町村等への応援要請
- ・地域防災計画や活動マニュアルの活用とその点検

——熊本県 八代市 シミュレーション訓練 風景——



災害対策本部の様子



市長による模擬記者会見の様子

——栃木県 那須町 シミュレーション訓練 風景——



災害対策本部の様子



町長による模擬記者会見の様子

イ. 栃木県那須町

〔平成18年12月21日(木)～22日(金)実施〕

(ア) 地域の特徴

- ・人口2.7万人程度の内陸の町、活火山である那須岳を抱え、観光地、別荘、酪農地を有している。近年、台風による河川決壊、浸水、土砂災害を経験している町である。

(イ) 想定

那須岳の小規模な水蒸気噴火を想定し、噴火による噴石、降灰等による被害が発生したとの想定に基づき、観光客の避難、火山性地震・火山噴火災害等への災害対策本部の立ち上げなどの初動体制等について、図上シミュレーション訓練を実施。

(ウ) 訓練概要

地震発生の初動期における災害対策本部、本部事務局員等が行うべき状況判断、役割行動の確認、応急対策活動上の問題点等の把握。

(町長以下職員51名参加)

- ・緊急火山情報発表時の対応
- ・住民の避難範囲、避難場所の選定、避難勧告・指示のタイミング、避難方法の検討
- ・噴火後の関係機関との連携方法、マスコミ対応や防災マップ等の活用

(2) 住民参加「防災ワークショップ」の実施

地域住民の皆さんに防災対策の重要性、必要性をさらに理解していただくため、また、災害をイメージした行動のあり方を検討し、行政と地域住民相互の連携体制の確保による地域防災力の強化を図るため、地図を効果的に活用したD I G訓練を内容とした、住民参加型の「防災ワークショップ」を実施しました。

ア. 熊本県八代市 (参加者 住民 36名)

イ. 栃木県那須町 (参加者 住民 43名)

3. 結果

市長や町長をはじめ、市町村職員を対象とした図上シミュレーション訓練では、被害想定、地勢の異なる町を対象として、より実戦的な図上型防災訓練をケーススタディとして検証するために実施することにより、図上型防災訓練の実施促進に向けて前年度研究会報告書で示したマニュアルの検討及び課題等について洗い出すことができました。

また、災害対策本部の適切な運営の一環として、報道機関等を通じた住民等への情報提供のためにも、情報の収集・整理、資料の作成、情報共有のあり方等を具体化

——熊本県 八代市 D I G 風景——



住民による河川や主要道路等の書き込みの様子



班代表者による意見発表の様子

——栃木県 那須町 D I G 風景——



住民による河川や主要道路等の書き込みの様子



D I Gの全体風景

しておくことが、重要であることを再認識するとともに、市長や町長を中心とした職員全員の防災対応力の向上に有効でした。特に那須町での訓練は、当研究会のもとで初めて火山災害を対象としたものであり、那須岳火山防災協議会の協力を得るとともに、同協議会作成による「火山防災ハザードマップ」も活用しました。

住民を対象としたD I G訓練では、地域の避難所、避難経路、危険箇所の確認など、地域防災力を把握するとともに、女性(婦人)防火クラブ員、民生委員、社会福祉協議会役員、消防団員等の皆さんの積極的な参加により、より防災に対する住民意識の更なる高揚に有効でした。

近年、図上型防災訓練(図上シミュレーション訓練やD I G訓練等の状況付与型図上訓練)は、その有効性が認められ、従前からの実技・実働訓練に加え、各市町村等で取り入れられてきています。

しかし、規模の小さな地方公共団体では、図上型防災訓練についてのノウハウや知見の不足等の理由により、効果的な訓練ができていないという指摘もあります。

このようなことから総務省消防庁では、来年度もより実戦的な図上型防災訓練実施マニュアル作成のために、「地方公共団体の地震防災訓練(図上型訓練)実施要領モデルの作成に関する調査研究事業」を継続し、市町村における図上型防災訓練のケーススタディによる検証を実施した上で、マニュアルの更なる具体化を図っていきます。

携帯電話・IP電話等からの119番緊急通報に係る位置情報通知システムの運用開始

防災情報室

4月1日より、携帯電話・IP電話等からの119番緊急通報に係る位置情報通知システムの運用が始まります。今回運用開始となるシステムでは、携帯電話については、第3世代と呼ばれる機種（全携帯電話のうち現在は約2/3程度）、IP電話等については、IP電話及び直取電話（050で電話番号が始まる電話サービスを除く。）が対象となります。

このシステムでは、携帯電話・IP電話等からの119番通報において、音声通話と併せて通報者の発信位置に関する情報が、自動的に消防本部（非常備消防の場合は町村役場等）に通知され、指令台において電子地図上に表示することが可能となります。

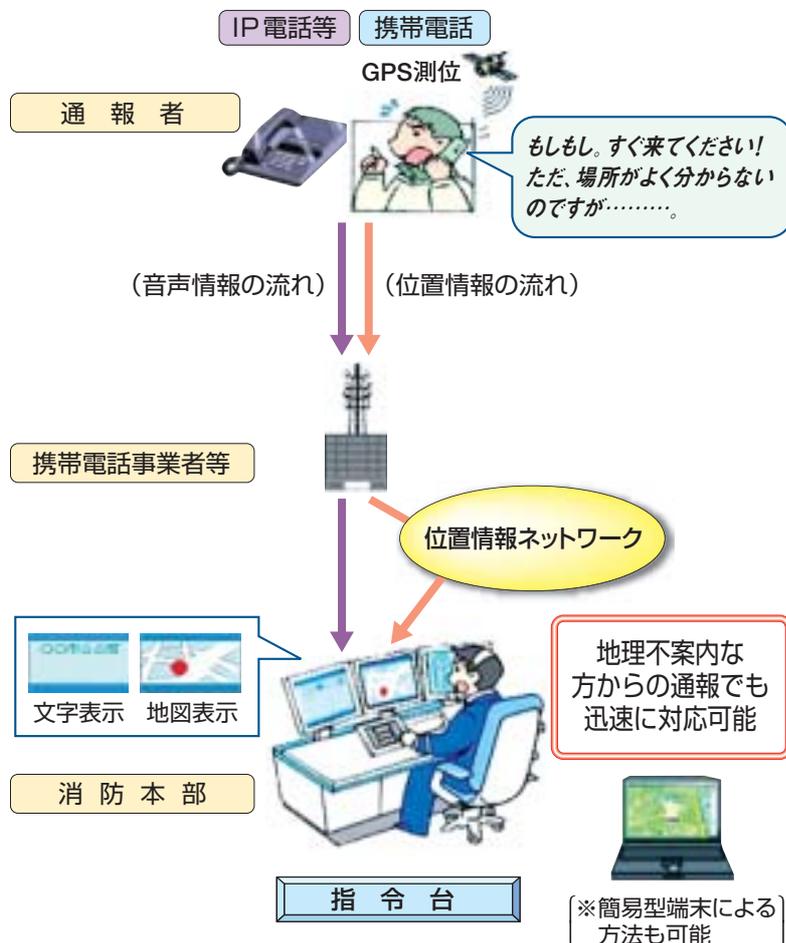
屋外からの通報で地理不案内の場合も多い携帯電話からの119番緊急通報をはじめとして、通報者の発信位置を迅速に把握することが可能になりますので、より迅速かつ確実な消防活動に役立つものと期待されます。4月1日には、全国で41消防本部（受信エリア79市区町村）において導入され、平成19年度中に新たに48消防本部において導入される予定であり、それ以降も順次導入が進んで行く見込みです。

位置情報通知システムを実現する方法としては、①指令台の新規整備を行う場合、②既存の指令台に新たに受信機能を付加する場合のほか

に、③簡易型端末を設置する方法によることも可能であり、財政措置としては、①は消防防災施設等整備費補助金又は防災基盤整備事業の対象に、②は防災基盤整備事業の対象に、③は特別交付税措置の対象にそれぞれすることとしています。

なお、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp>）の「分野から検索」の「情報通信」において、導入する消防本部名を含め本件に関する情報を公表していますので御参照下さい。

位置情報通知システムの概要



平成18年度消防功労者消防庁長官表彰式

総務課

平成18年度消防功労者消防庁長官表彰式が、去る3月2日(金)午前10時からニッショーホール(港区虎ノ門)において、山内俊夫参議院総務委員長、秋本敏文日本消防協会理事長、関口和重全国消防長会会長ほか多数の来賓のご臨席のもと、盛大に挙行されました。

この表彰式は3月7日の「消防記念日」にちなみ、毎年この時期に実施されているものです。

今回受章された方々(団体)は、次のとおりです。

功労章

防災思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防ぎよに関する対策、消防教育の実施について、その成績が特に優秀な現職の消防吏員、消防団員及び消防教育職員

永年勤続功労章

永年勤続し、その勤務成績が優秀で、かつ、他の模範となると認められる現職の消防吏員、消防団員及び消防教育職員

表彰旗

防災思想の普及、消防施設の整備、その他の災害の防ぎよに関する対策の実施について、その成績が特に優秀で、かつ、他の模範となると認められる消防機関

竿頭綬

その成績が、表彰旗を授与する消防機関に準ずる消防機関

表彰状

都道府県消防防災関係事務従事職員として永年勤務し、その成績が特に優秀で、かつ、他の模範と認められる者

表彰式では、高部正男消防庁長官の式辞の後、各表彰ごとの代表者に章記等が授与され、大野松茂総務副大臣挨拶及び来賓の方々から御祝辞をいただき、最後に受章者を代表して、里見喜代治消防正監(秋田県大曲仙北広域市町村圏組合消防本部)が謝辞を述べて終了いたしました。

なお、代表受領者は次の方々です。

●代表受領者

区分	県名	所属	名前
功労章	埼玉県	久喜地区消防組合鷲宮消防団 団長	野村 茂樹
永年勤続功労章	茨城県	常陸太田市消防団 副団長	石田 正勝
表彰旗	沖縄県	久米島町消防本部 久米島町消防団	
竿頭綬	神奈川県	横浜市金沢消防団	
表彰状	静岡県	総務部防災局防災通信管理室 室長	小野 光男



功労章を代表受領する野村茂樹氏



受章者代表謝辞を述べる里見喜代治氏

功労章	175名
(吏員95名、団員79名、教育職員1名)	
永年勤続功労章	2,885名
(吏員1,222名、団員1,661名、教育職員2名)	
表彰旗	47機関
竿頭綬	33機関
表彰状	5名
合計	3,145名機関

平成18年度全国消防団員意見発表会・ 消防団地域活動表彰式の開催

防災課

平成19年2月20日(火)に日本消防会館「ニッショーホール」において、財団法人日本消防協会、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国消防長会、日本放送協会、社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所及び財団法人自治体衛星通信機構の後援のもと、「平成18年度全国消防団員意見発表会・消防団地域活動表彰式」を開催しました。

今回は、意見発表と表彰に併せ、平成19年1月から3月にかけて実施した「消防団員入団促進キャンペーン」の一環として、語り部・かたりすと・キャスターで消防応援団でも活躍されている平野啓子さんにご講演をいただきました。

第1部：全国消防団員意見発表会 (12:30~13:50)

この発表会は、消防団活動に関する課題等について、各地域で活躍する消防団員に意見を発表してもらい、広く全国に発信し、消防団員の意欲を喚起することを目的に平成14年度から実施しています。

発表会では、高部正男消防庁長官のあいさつの後、11人の消防団員が意見発表を行いました。今年度も訓練や災害活動など、自らの消防団活動を基にした心に訴える発表が多く、約500人の来場者は熱心に聴き入っていました。



最優秀賞受賞 大分県玖珠町消防団 後藤将典さん

【最優秀賞を受賞した後藤将典さんのコメント】

意見発表終了直後は無事に発表できたことの安堵感で胸がいっぱいでしたが、思いがけない最優秀賞の受賞に、正直なところ、びっくりしてしまいました。

短い時間でしたが、発表者のみなさんと、控室等での雑談の中でそれぞれの消防団の状況などを聞いたことがよかったです。このような名誉ある賞をいただいたことに感謝致します。

第2部：入団促進講演・消防団活動事例報告 (14:00~15:30)

消防庁では、消防団員の確保に全力で取り組んでおり、平成19年1月から3月までを「消防団員入団促進キャンペーン」として位置付け、全国で消防団員の入団促進を図りました。今回、意見発表と表彰に併せ、入団促進講演として、平野啓子さんから「語りは心の絵画～語り伝える防災の心～」と題してご講演をいただきました。



平野啓子さんの講演

また、他の模範となる消防団活動の事例報告として、東京都武蔵野市消防団の重機隊の創設について、武蔵野市防災安全部長の堀井建次さんからご報告をいただきました。

なお、武蔵野市消防団は重機隊の創設が評価され、第3部の全国消防団員意見発表会・消防団地域活動表彰式において、消防団地域活動表彰(特別推薦枠・消防団)を受賞しています。

第3部：全国消防団員意見発表会・消防団地域活動表彰式

(15:40~16:40)

大規模災害時に顕著な活動を行った消防団や平常時に他の模範となる活動を行ったり、消防団員の確保について力を入れている消防団、そして消防団活動を行いやすいように社内環境を整備したり、従業員の消防団への入団を促進している事業所等に対し高部長官から表彰状が授与されました。

次に、小笠原倫明審査員長(消防庁国民保護・防災部長)により、意見発表会の審査結果発表及び講評が行われ、最優秀賞1名と優秀賞2名に高部長官から賞状が授与されました。

その後、高部長官から式辞があり、来賓の方々からご祝辞を賜り、最後に受賞団体を代表して、埼玉県所沢市消防団の関根一彌団長が謝辞を述べて表彰式を終了しました。

なお、受賞者・受賞団体は次のとおりです。

平成18年度全国消防団員意見発表会結果

(最優秀賞及び優秀賞を除き発表順、敬称略)

賞	都道府県	発表者	所属消防団	発表演題
最優秀賞	大分県	後藤 将典	玖珠町消防団	号令の響き渡る頃
優 秀 賞	青森県	原 博文	五戸町消防団	親から子へ、人から人へつなぐ郷土愛
	宮崎県	坂本みちよ	宮崎市消防団	平成17年台風第14号を経験して今思うこと
優 良 賞	千葉県	栗原 真治	印旛村消防団	操法を通じて学んだこと
	東京都	森田 智和	東大和市消防団	大切なもの
	新潟県	信賀 宏信	見附市消防団	困ったときはお互い様
	長野県	小川 晃	須坂市消防団	地域の消防団
	京都府	村上 隆	綾部市消防団	普通救命講習を学んで
	大阪府	福川妃路子	枚方市消防団	消防団活動の今までとこれから
	徳島県	坂東 英之	上板町消防団	団結、常に上を目指し…
	愛媛県	大原 貴明	久万高原町消防団	地域を守る消防団活動への目ざめ

平成18年度消防団地域活動表彰受賞団体

◆消防団地域活動表彰(消防団表彰) 24消防団

都道府県	受賞消防団
北海道	滝川地区広域消防事務組合雨竜消防団
秋田県	仙北市角館消防団
山形県	南陽市消防団
福島県	三春町消防団
栃木県	矢板市消防団
群馬県	中之条町消防団
神奈川県	横浜市港北消防団第8分団
福井県	永平寺町消防団
山梨県	山梨市消防団
岐阜県	輪之内町消防団
静岡県	吉田町消防団
愛知県	大府市消防団
滋賀県	高月町消防団
兵庫県	芦屋市消防団
奈良県	生駒市消防団
島根県	松江市消防団
岡山県	美咲町消防団
香川県	まんのう町消防団
高知県	土佐清水市消防団
福岡県	立花町消防団
長崎県	壱岐市消防団
熊本県	玉名市消防団
鹿児島県	大口市消防団
沖縄県	宜野湾市消防団

◆消防団地域活動表彰(事業所表彰) 11事業所

都道府県	受賞事業所
岩手県	株式会社大昌電子 岩手工場
宮城県	佐藤建設株式会社
茨城県	有限会社鈴機
埼玉県	くまがや農業協同組合
富山県	株式会社不二越
石川県	株式会社久世ペローズ工業所
三重県	太平洋セメント株式会社 藤原工場
和歌山県	東燃ゼネラル石油株式会社 和歌山工場
鳥取県	千代電子工業株式会社
山口県	三菱重工業株式会社 下関造船所
佐賀県	白石地区農業協同組合

◆消防団地域活動表彰(特別推薦枠・消防団) 8消防団

都道府県	受賞消防団
埼玉県	所沢市消防団
東京都	武蔵野市消防団
愛知県	瀬戸市消防団
愛知県	津島市消防団
三重県	松阪市消防団
滋賀県	竜王町消防団
大阪府	和泉市消防団
香川県	善通寺市消防団

◆消防団地域活動表彰(特別推薦枠・事業所) 13事業所

都道府県	受賞事業所
岩手県	龍振鋳業株式会社
岩手県	新岩手農業協同組合 葛巻中央支所
東京都	三宅島建設工業株式会社
東京都	奥多摩工業株式会社 石灰化工本部 氷川工場
石川県	株式会社コマツ 粟津工場
兵庫県	ハットリ株式会社 平木事業所
兵庫県	エイワ電器株式会社
愛媛県	ネットトヨタ瀬戸内株式会社
愛媛県	国立大学法人愛媛大学
愛媛県	学校法人松山大学
愛媛県	学校法人聖カタリナ学園 聖カタリナ大学
愛媛県	学校法人松山東雲学園 松山東雲女子大学
愛媛県	帝人株式会社 松山事業所

防災功労者消防庁長官表彰・消防庁長官褒状受賞団体

◆防災功労者消防庁長官表彰 7消防団

対象災害(発生年月日)	都道府県	受賞消防団
平成18年7月豪雨災害 (平成18年7月17日~19日)	長野県	岡谷市消防団
	長野県	諏訪市消防団
	長野県	辰野町消防団
平成18年7月豪雨災害 (平成18年7月20日~24日)	鹿児島県	さつま町消防団
	鹿児島県	菱刈町消防団
	鹿児島県	薩摩川内市消防団
北海道佐呂間町の竜巻による災害 (平成18年11月7日)	北海道	遠軽地区広域組合 佐呂間町消防団

◆消防庁長官褒状 15消防団

対象災害(発生年月日)	都道府県	受賞消防団
大月市笹子町林野火災 (平成17年12月15日)	山梨県	大月市消防団
中岸本町大規模倉庫火災 (平成17年12月22日)	滋賀県	東近江市消防団
福山市本郷町林野火災 (平成18年1月11日)	広島県	福山市消防団
本庄市児玉町飯倉地内林野火災 (平成18年4月9日)	埼玉県	本庄市消防団
平成18年7月豪雨災害 (平成18年7月17日~19日)	長野県	塩尻市消防団
	長野県	下諏訪町消防団
	石川県	小松市消防団
	島根県	松江市消防団
	島根県	出雲市出雲消防団
	島根県	出雲市平田消防団
平成18年7月豪雨災害 (平成18年7月20日~24日)	島根県	出雲市佐田消防団
	鹿児島県	大口市消防団
	鹿児島県	出水市消防団
瓦谷木材チップ堆積場その他火災 (平成18年10月21日)	鹿児島県	湧水町消防団
	山口県	岩国市消防団

平成18年度消防防災機器の開発等及び 消防防災科学論文に関する消防庁長官表彰

消防大学校消防研究センター

平成18年度消防防災機器の開発等及び消防防災科学論文に関する消防庁長官表彰式が、去る3月8日(木)13時30分から、総務省講堂において挙行されました。

本表彰制度は、消防防災機器の優れた開発・改良を行った方及び消防防災科学に関する優れた論文を著した方を消防庁長官が表彰することにより、消防科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、平成9年度から実施しているものです。

平成18年度も、全国の消防機関、消防機器メーカー等から総計64編（機器の開発・改良55編、科学論文9編）の応募があり、選考委員会（委員長 上原陽一 横浜国立大学名誉教授）による厳正な審査の結果、10の受賞作品（優秀賞：8作品、奨励賞：

2作品）が決定されました。消防研究センターホームページ（<http://www.fri.go.jp>）に受賞作品が掲載されます。

なお、平成19年度の作品募集は、平成19年6月に開始する予定です。



平成18年度消防防災機器の開発等及び消防防災科学論文に関する消防庁長官表彰作品

消防吏員・消防団員等による消防防災機器の開発の部（4編）		
優 秀 賞 (8 編)	頚椎固定器具の改良について	金子亮一（川越地区消防局）
	照明付瞳孔ゲージの開発	小松浩二、吉田忠司、北野佳則（柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部）
	ホースラインや歩道の段差等を安全に乗り越え可能なホースカーの改良	岡野恭哲、柴田利尚、北岡二郎、佐々木靖浩（京都市消防局）
	聴覚障害者用住宅火災警報器の付属装置の開発について	齊藤敏広、宇佐美明香（京都市消防局）
消防吏員・消防団員等による消防防災科学論文の部（2編）		
	ガスこんろの過熱防止装置と天ぷらなべ火災に関する考察	谷村良明、西村浩二、伊藤麻美子（京都市消防局）
	防火かるたを活用した子どもワークショップの手法について	堂前義紹、福田真由子、池田ひろみ、牧 文明（京都市消防局）
一般による消防防災機器の開発等の部（2編）		
	水道水を利用した住宅用スプリンクラー設備の開発	清水信博（株式会社 大昭商事）
	屋外用炎検出器の開発	相澤真人（ホーチキ株式会社）
奨励賞（2編）		
	呼吸管理補助器具の考察について	村本満昭（備北地区消防広域行政組合）
	住宅用火災警報器は高齢者世帯にどこまで有効か	南田実貴夫（京都市消防局）

平成19年度全国統一防火標語の決定

予防課

平成19年度全国統一防火標語

『火は見てる あなたが離れる その時を』

消防庁では、広く防火意識の高揚を図ることを目的に、社団法人日本損害保険協会との共催で、平成19年度全国統一防火標語の募集を行いました。この結果、全国から1万8,723点にのぼる応募作品が寄せられ、去る1月22日(月)に開催された選考会において入選作品1点、佳作作品5点が選出されました。

消防庁では、この入選作品を平成19年度の全国統一防火標語として、火災予防運動を推進する防火ポスターやパンフレット等で活用し、広く防火意識の普及啓発を推進することとしています。

◆ 入 選

火は見てる あなたが離れる その時を
(高知県 西田まことさん)

◆ 佳 作

- うっかりをなくしてしっかり 火の始末
(兵庫県 藤原 朋子さん)
- 消したはず はずでは消えない 火のパワー
(大阪府 西滝 一彦さん)
- 危険です 油断に火がつく その瞬間
(千葉県 小高 雅代さん)
- 心にも つけよう火災の 警報器
(石川県 西森 茂夫さん)
- ふりむいて 使った火の場所 もう一度
(神奈川県 西崎 慶太さん)

過去10年間の防火標語

- 平成9年度 つけた火は ちゃんと消すまで あなたの火
- 平成10年度 気をつけて はじめはすべて 小さな火
- 平成11年度 あぶないよ ひとりぼっちにした その火
- 平成12年度 火をつけた あなたの責任 最後まで
- 平成13年度 たしかめて。火を消してから 次のこと
- 平成14年度 消す心 置いてください 火のそばに
- 平成15年度 その油断 火から炎へ 災いへ
- 平成16年度 火は消した? いつも心に きいてみて
- 平成17年度 あなたです 火のあるくらしの 見はり役
- 平成18年度 消さないで あなたの心の 注意の火。

平成19年度危険物安全週間推進標語の決定

危険物保安室

平成19年度危険物安全週間推進標語

『危険物目指せ無事故のMVP』

消防庁では、危険物を取扱う関係事業所を始め、広く国民の方々に危険物の保安の確保を呼びかけるため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」(平成19年度は、6月3日(日)から6月9日(土)までの7日間)とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しているところです。

この週間の一環として、「危険物安全週間推進標語」を全国に募集したところ5,508点にのぼる作品の応募があり、去る3月2日(金)に開催された危険物安全週間推進標語審査委員会において次の作品が平成19年度の標語として決定されました。

この標語については、大リーグ(シカゴ・ホワイトソックス)井口資仁選手がモデルとなる危険物安全週間を推進するポスターに活用し、都道府県、市町村、消防機関、

危険物事業所等に配布するなど、様々な方法で周知を図って行くこととしております。

◆ 最優秀作品

危険物目指せ無事故のMVP
(愛知県海部郡 松永 智文さん)

過去10年間の危険物安全週間推進標語

- 平成9年度 気を抜くな 扱う相手は 危険物
- 平成10年度 安全は 日々の気持ちの 積み重ね
- 平成11年度 危険物 一手先読む 確かな点検
- 平成12年度 危険物 守りのかなめは 保守点検
- 平成13年度 危険物 めざすゴールは 無災害
- 平成14年度 危険物 小さな油断も イエローカード
- 平成15年度 危険物 無事故の主役は あなたです
- 平成16年度 危険物 ゆるむ心の 帯しめて
- 平成17年度 危険物 かさねる無事故の 金メダル
- 平成18年度 自主点検 欠かさぬあなたに グランプリ

平成19年度消防庁広報テーマ

総務課

火災をはじめ、各種災害の発生を防止するとともに、その被害を最小限に食い止めるため、国民一人ひとりが防火・防災を自らの課題として考え行動することが強く望まれる。

一方、消防庁は、国民の安心・安全を確保するため、国の危機管理体制の強化、地域における消防防災力の向上を図る諸施策に取組み、国民の防火・防災意識の高揚を図ることにより、消防防災体制を確立するため、積極的に広報活動を展開するものとする。

年間広報重点テーマ

広報テーマ	要 旨
消防体制の広域化等の総合的な推進	規模の小さな市町村の消防本部においては、様々な災害等に対応していく上では、出動体制、保有車両の種類、専門的な職員の確保等に限界があることが指摘されており、これを克服するため、消防庁では、消防組織法の改正等を行い、市町村消防の広域化を推進していくこととした。このような市町村の消防の広域化の趣旨や今後の目指すべき方向について、市町村長や消防職員はもとより、国民に広く理解していただけるよう広報する。
消防団活動に対する理解と協力の促進	消防団は、火災はもとより、地震や風水害等の大規模災害や有事における国民保護の必要性から、地域住民の安心・安全を確保するため欠かせない組織であるとともに、地域コミュニティの維持、振興にも大きな役割を果たしているが、団員数の減少、高齢化、被雇用者化等の課題に直面している。消防団の充実強化・活性化を推進していくためには、消防団活動に対する地域住民や被雇用者団員を抱える事業所等の理解と協力を得ることが不可欠である。このことから、事業所の協力を通じて地域防災体制の一層の充実強化を図る「消防団協力事業所表示制度」や、特定の役割・活動を行う「機能別団員・分団」等の新たな制度について普及促進を図るとともに、消防団入団促進パンフレット及び消防団メルマガジン等を活用して、消防団の果たす役割の重要性を啓発し、特に青年層・女性層に対して、ふるさとを災害から守るための消防団活動への積極的な参加を呼びかけ、全国レベルで総員数約100万人以上、うち女性団員約10万人以上の確保を図ることを周知する。
防火対象物の防火安全対策の徹底	グループホーム等に係る防火安全対策については、平成18年3月に取りまとめた検討会報告書を踏まえ、政省令改正等の所要の措置を講じる必要があり、消防機関及び施設関係者等に広く広報する。一方、小規模雑居ビル、量販店等をはじめとした防火対象物の違反是正に対する意識啓発を図るため、法令を遵守していない場合の人命の危険性等について、広く防火対象物の関係者や国民に対して広報する。また、平成15年10月から施行された「防火対象物定期点検報告制度」の周知及び定着を進め、管理業務の消防法令への適合の確保を図る。あわせて、制度に基づく防火セーフティマーク（防火優良認定証、防火基準点検済証）の表示の意義を広報し、防火管理体制の一層の充実を図る。さらに、消防審議会の答申に基づき「大規模地震等に対応した自衛消防力の確保」を図る。このことについて、広く国民に広報する。
防災拠点の耐震化の推進	大規模地震時において、的確に災害応急対応を実施するためには、市町村等の庁舎、消防署をはじめ、避難所となる学校施設など、防災拠点となる公共施設等の耐震化を強力に推進する必要がある。しかし、平成17年度末の防災拠点となる公共施設等の耐震化率は、56.4%であることから、消防庁では、「公共施設等耐震化促進事業」の積極的な活用を図ると共に、今後5年間で46%である耐震診断率を100%にすることを目指し、診断に要する経費について地方交付税措置を講じる。さらに、耐震診断・改修工事の効果的な実施手法や事例を紹介する「耐震化促進ナビ」を作成し、公表することにより、地方公共団体の早急かつ計画的な耐震化促進を図っている。
自治体消防制度60周年	昭和23年3月7日に消防組織法が施行され、自治体消防制度が発足してから60周年を迎えることを期に、国民の安心・安全の確保という消防行政に課せられた使命の重要性を再認識し、我が国の消防防災体制の更なる充実強化を期するため、自治体消防制度60周年記念式典等の各種行事を行い意識の高揚を図るとともに、自治体消防制度の意義や今後、消防行政が目指すべき方向について、国民に広く理解していただけるよう広報する。
緊急消防援助隊の増強、充実強化	緊急消防援助隊は、平成16年4月に法制化後、新潟県中越地震をはじめ豪雨災害やJR西日本福知山線列車事故等に迅速に出動し救助活動等に活躍した。緊急消防援助隊は、概ね3,000隊規模を目標として部隊の増強及び装備の充実等を図ってきたが、東海地震、首都直下地震等の大規模災害等への対応能力の一層の充実強化を図るため、4,000隊規模に増強を図ることとした。今後も、地域ブロック合同訓練等を実施し、緊急消防援助隊を迅速かつ正確かつ活動が行える体制の確立を図ることとしている。
国民保護法制の普及啓発	国民保護は平成17年度に都道府県、平成18年度には市町村において国民保護計画が作成されることになっており、今後は組織・体制の整備から運用の段階に入っていく。このため、国民保護計画の実効性を高めるために必要な国民保護訓練について、その重要性を住民や地方公共団体職員に対し、普及・啓発を図る。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報の提供や、安否情報システムの運用が開始されることから、これらのシステムについて住民や地方公共団体職員などに対し広報する。
救急需要対策の推進	救急出動件数は、年々増加し、平成17年中は、528万件を突破した。過去10年の救急出動件数の増加率は、約61%であるが、救急隊数の増加は、約9%にとどまっている。これにより、救急隊1隊あたりの出動件数が増加傾向にあり、救急隊の現場到着時間は、遅延傾向にある。今後高齢化等により救急出動件数の増加が懸念されるなか、増加する救急需要への対応を検討するため、消防庁では、平成17年度、検討会を開催し、各消防本部が地域の実情に応じて柔軟に対応できるように、救急隊の運用体制の効率化や、患者等搬送事業者の活用方策等、救急需要対策に関する総合的な検討を行ったが、救急要請時や救急現場におけるトリアージについては、引き続き実用化に向けた更なる検討が必要であるため、平成18年度にトリアージに関する検討会を設け検討を行っている。今後、これらの検討会の結果をもとに、各地域において適切な救急需要対策が図られるよう推進していく。
住宅防火対策の推進 一 住宅用火災警報器等設置の推進	平成17年の住宅火災による死者（放火自殺者を除く）は、1,220人により、過去最多となった。また、住宅火災による死者数は、建物火災による死者数の約9割を占め、特に、65歳以上の高齢者がその過半を占めており、今後、高齢化の進展とともにさらに住宅火災による死者が増加するおそれがある。こうした状況を踏まえ、平成18年6月には住宅用火災警報器等の設置及び維持を義務付ける改正消防法が施行されたところである。今後は、住宅用火災警報器等に係る広報・普及啓発活動を一層図っていくことが重要であるため、国、地方公共団体、地域の防災組織、関係業界団体等と連携・協力し積極的な取組みについて広く国民に呼びかける。また、住宅火災の被害の軽減を図るため、エプロン、寝具類、カーテン等に防火剤を使用することの有効性についても住宅用火災警報器等とともに広報する。
地域における消防防災力の強化 一 地域安心安全ステーションの整備	地域の防災力の強化には、地域に存在する様々なコミュニティ等の活用が重要である。また、国民の安心・安全な生活の実現のためには、これまで地域社会の安全に貢献してきた自主防災組織など地域のコミュニティ組織をベースとした、防災・防犯体制の強化を図ることが重要であり、さらに市町村・消防・警察以外の機関とも連携の上、取組む必要がある。そのため、防災・防犯活動を行い、様々な地域の課題に取組む拠点として「地域安心安全ステーション」を整備し、モデル事業を実施、展開しており、この活動を全国に定着・展開させるため普及・啓発を図る。
災害時要援護者対策の推進	大規模災害、特に豪雨や台風による風水害では、高齢者等の災害時要援護者の被害が大きく、高齢者等に配慮した警報伝達や避難誘導体制の確立が重要である。消防庁では、情報伝達体制の整備、災害時要援護者情報の共有や災害時要援護者の避難支援計画の具体化等とする「災害時要援護者避難支援プラン」作成を推進するとともに、災害時の被害の軽減を図るためには、関係団体、周辺住民等の理解と協力が不可欠であることから、その重要性を広く国民に周知する。
地震、風水害、火山災害、雪害に関する防災知識の普及啓発及び災害緊急情報伝達・収集ネットワークの構築	地震、風水害、火山災害、雪害による被害を最小限に止めるため、災害に対する日頃からの予防対策や災害時における万全な応急対策の知識を啓発する。特に、風水害においては、近年多発する集中豪雨や台風による洪水、土砂災害、高潮等に伴う予警報や避難勧告、地震においては、津波警報・注意報、警戒宣言等が発令された場合における対処方法など、早期避難警戒体制を進めるための防災知識の普及啓発を図る。消防庁では、災害や緊急事態が発生した際には、一刻も早い情報の伝達や収集が極めて重要であるとの認識から、災害等の情報をいち早く伝え、また初動時の情報収集をより迅速にする災害緊急情報伝達・収集ネットワークの構築に努めることとしている。
住民等による自発的防災活動の推進	地震、風水害等の災害から自身を守るためには、国民一人ひとりが防災に対する認識を深め、地域の人々が主体的に防災まちづくりに取組み、災害時には地域ぐるみで対処することが必要である。このため、住民自らによるより効果的かつ実践的な防災訓練の実施と積極的な訓練への参加、住民の手による様々な防災まちづくり活動への参加を呼びかける。また、事業所等に対し、自らの防災体制の強化を推進すると同時に、地域社会の一員として、住民と一体となり地域防災体制の確立に積極的に貢献するよう呼びかける。さらに、大規模災害発生時における災害ボランティアの活動は重要であり、その活動環境整備などの必要性について呼びかける。これらに加えて、家庭内や地域で学習できるインターネットを通じてe-ラーニングの活用による防災教育訓練の普及を図る。
放火火災予防対策の推進	放火による火災は、平成9年以降9年連続して出火原因の第1位となっている。放火の危険から地域社会を守るためには、消防機関をはじめ、住民、事業所、関係機関等が一体となって放火されにくい地域環境を作り出すことが重要である。このため、消防庁では、「放火火災防止戦略プラン」に基づく地域等の戦略プランの評価シートの収集・分析並びにプランの改定及び放火火災データベースの開発を進め、地域による科学的な「放火されにくい環境づくり」の取組みを一層推進していく。あわせて、放火火災に対する注意を喚起し、放火火災の実態や予防対策を広く国民に広報する。
産業施設の防災対策の推進	わが国における火災、漏えい等の危険物事故は増加の一途をたどっており、平成17年中における事故発生件数は、3年連続で過去最悪を更新している。原因としては、施設・設備の老朽化や、不適切な管理等が挙げられることから、消防庁においては、「危険物事故防止アクションプラン」に基づき、官民一体となった総合的な事故防止対策を推進するとともに、地震、津波や洪水による浸水等に対する危険物施設の安全対策の検討に取り組んでいる。また、危険物施設の腐食・劣化に関する評価手法の開発等による保守管理の推進や科学技術の進歩に伴い発生される新規危険物物の早期把握及び危険性評価に努め、潜在的な危険要因に応じた安全対策等の事故防止対策を推進しているところである。これらの取組みとともに、国民・事業者等に周知するとともに、危険物事故防止について、広く国民に広報する。
救急救命士の処置範囲の拡大	心肺停止傷病者の救命率を一層向上させるため、救急救命士の処置範囲の拡大が行われている。除細動については、平成15年4月から医師の具体的な指示なしでの実施が可能となり、気管挿管については、平成16年7月から準備の整った地域から順次開始されている。また、薬剤投与についても、平成18年4月から使用が開始されたところである。このような救急救命士の処置範囲の拡大による救急業務の高度化について周知啓発を行い、国民の救急業務に対する理解と協力を得る。
住民に対する応急手当の普及啓発	救急隊の要請から現場に到着するまでの時間は、平成17年中の平均で6.5分である。その間、傷病者に対して現場に居合わせた一般住民による応急手当が確実に実施され、「救命の連鎖」が繋がれば、救命効果の向上が図られる。また、平成16年7月からは非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用が認められた。さらに、消防庁として、平成18年8月、日本版救急蘇生ガイドラインを踏まえ新しい一次救命処置を示した。今後、全国的に心肺蘇生法やAEDの使用法が変化するから、住民自らとして体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当を行うことの重要性を積極的に広報するとともに、消防機関等が行う応急手当の講習会等に進んで参加するよう呼びかける。
セルフスタンドにおける安全対策の推進	顧客自らに給油等させる給油取扱所、いわゆるセルフスタンドは増加を続けており、現在では全ガソリンスタンドの1割を占めるまでになっているが、機器の操作、危険物の取り扱い等に慣れていない顧客が給油等を行うことから、静電気による火災や吹きこぼれ等の事故が発生している。これらの事故は、一歩間違えば重大な人身事故につながるおそれがあることから、消防庁では消防機関・事業者を通じて、安全な給油方法の周知を行うとともに、安全対策の検討を行っているところであるが、さらに、国民の理解をより一層深めるために、セルフスタンドにおける安全対策について広く国民に広報する。

平成19年度緊急消防援助隊登録目標隊数について

応急対策室

緊急消防援助隊は、平成16年から正式に法律上位置付けられ、その必要な部隊数や装備を、どのように配備し充足していくかについては、消防組織法第45条第2項の規定に基づき総務大臣が「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下、「基本計画」という。）を策定することとしています。

この基本計画が作成された当初(平成16年2月)は、平成20年度までに緊急消防援助隊の登録部隊を3,000隊規模にすることを目標としていましたが、東海地震等大規模災害等への対応力を一層強化するため、平成18年2月に基本計画を変更し、平成20年度までの登録目標を4,000隊規模に拡大増強することとしたところです。

これにより、消防庁では、平成19年度の登録事務を進めるにあたり「平成19年度における緊急消防援助隊の登録事務について」(平成18年12月25日付け消防応第176号)を発出し、各都道府県の部隊種別ごと登録目標数を通知しています。このため今月は緊急消防援助隊登録隊数の考え方と、平成19年度各都道府県の部隊種別ごとの登録目標数をお知らせします。

○ 緊急消防援助隊登録隊数の考え方

それぞれの部隊ごとの登録隊数の考え方は以下のとおり

1. 都道府県隊指揮隊

各都道府県隊に指揮隊2隊、全国合計約100隊の登録を目標。各都道府県隊の規模等に応じ追加設置することも可能。2隊のうち1隊は都道府県代表消防本部、他の1隊は都道府県代表消防本部以外の消防本部とした。

2. 指揮支援部隊

指揮支援隊が所属する消防本部ごとに2隊、全国合計約30隊の登録を目標とした。

3. 消火部隊

- (1) 各県ごとの現有消防力と登録隊比率(登録数/現有消火隊数)の平均化を図りつつ、基準となる登録隊比率を各都道府県約20%とするが、各消防本部の消防力等を勘案しつつ、実態に即した登録については考慮する。
- (2) 上記(1)により、約1,600隊の登録を目標とする。

4. 救助部隊

- (1) 消火部隊と同様の考え方に基づき、基準となる登録隊

比率を各都道府県約35%とするが、各消防本部の消防力等を勘案し、実態に即した登録については考慮する。

- (2) 前記(1)により、約400隊の登録を目標とする。

5. 救急部隊

- (1) 消火部隊と同様の考え方に基づき、基準となる登録隊比率を各都道府県約18%とするが、各消防本部の消防力等を勘案し、実態に即した登録については考慮する。
- (2) 上記(1)により、約900隊の登録を目標とする。

6. 後方支援部隊

- (1) 都道府県隊ごとに活動隊(消火隊、救助隊、救急隊等)の概ね5隊に1隊の割合とし、約560隊の登録を目標とする。
- (2) ただし、各消防本部の登録隊数等を勘案し、必要に応じた登録については考慮する。

7. 航空部隊

全国の航空消防隊で運用可能な全ての機体を登録。各都道府県をブロック単位に分け、残留機体を指定し、当該機体により災害対応体制を確保する。

8. 水上部隊

現在の登録状況をもとに、約20隊の登録を目標とした。

9. 特殊災害部隊

- (1) 毒劇物等対応隊(一般毒劇物対応隊、C災害・B災害対応隊、N災害対応隊)
東京消防庁・政令市消防本部及び県の代表消防本部等(49消防本部)のうち必要な資機材等を有している本部及びテロ対応資機材Aセットを無償貸与されている消防本部から約140隊の登録目標を基準とする。

(2) 大規模危険物災害対応隊

現在の登録隊数約80隊の登録目標を基準とする。

(3) 密閉空間火災等対応隊

現在の登録隊数約20隊の登録目標を基準とする。

※(1)~(3)により、特殊災害部隊としては登録目標を240隊とするが、当該部隊の特殊性と施設の整備状況等を勘案し、各消防本部の登録に際し、都道府県ごとの登録目標数については柔軟に考慮する。



10. 特殊装備部隊

(送水、二輪車、震災、水難、その他等)

現在の登録隊数約300隊の登録目標を基準とし、施設の整備状況等を勘案し、各消防本部の登録に際し、都道府県ごとの登録目標については柔軟に考慮する。

緊急消防援助隊の計画的増強を推進するため、その登録に関し、全国の都道府県及び各消防本部の一層のご協力をお願いするとともに、今後ともその施設、装備等の充実を図り、大規模災害等への対応力をさらに強化してまいります。

平成19年度緊急消防援助隊各都道府県登録目標数

都道府県	指揮支援部隊	都道府県隊指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊	特殊災害部隊			特殊装備部隊					航空部隊	水上部隊	合計
							毒劇	大危	密閉	送水	二輪	震災	水難	他特			
北海道	2	2	103	19	56	35	6	3	1	0	0	0	1	6	2	0	236
青森県	0	2	29	4	16	9	2	3	0	0	0	0	1	2	1	0	69
岩手県	0	2	24	5	15	8	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	59
宮城県	2	2	32	7	14	10	2	3	1	0	0	0	1	3	3	0	80
秋田県	0	2	26	5	13	8	2	3	0	0	0	0	0	2	1	0	62
山形県	0	2	19	4	11	6	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	47
福島県	0	2	31	7	20	11	4	3	0	0	0	0	0	4	1	0	83
茨城県	0	2	44	12	26	16	4	3	0	0	0	0	2	17	1	2	129
栃木県	0	2	28	6	14	9	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	64
群馬県	0	2	25	6	17	8	4	0	0	0	1	0	0	3	1	0	67
埼玉県	2	2	71	22	38	26	8	0	1	0	0	0	0	10	2	0	182
千葉県	2	2	67	18	35	24	6	6	1	0	0	1	0	11	2	2	177
東京都	2	2	107	11	40	31	2	4	2	1	4	3	2	7	7	4	229
神奈川県	4	2	66	19	36	23	10	8	2	2	1	2	6	10	4	2	197
新潟県	0	2	49	12	22	16	2	3	0	0	0	0	1	2	1	0	110
富山県	0	2	22	7	16	9	2	0	2	0	0	0	0	5	1	1	67
石川県	0	2	20	5	14	7	2	3	0	0	0	0	1	6	1	0	61
福井県	0	2	19	5	9	6	2	3	0	0	0	0	0	2	1	0	49
山梨県	0	2	12	5	10	5	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	39
長野県	0	2	34	10	21	12	4	0	0	0	1	0	0	10	1	0	95
岐阜県	0	2	35	11	21	13	2	0	0	0	0	0	0	4	2	0	90
静岡県	0	2	39	13	23	15	4	3	0	0	0	0	1	2	2	0	104
愛知県	2	2	71	24	38	26	2	3	3	0	0	2	1	6	3	1	184
三重県	0	2	27	5	18	10	2	3	0	0	1	0	0	5	1	0	74
滋賀県	0	2	16	5	14	6	2	0	0	0	0	0	0	4	1	0	50
京都府	2	2	28	8	15	9	2	0	2	1	0	1	2	5	2	0	79
大阪府	2	2	82	16	37	26	4	6	2	3	0	1	1	15	2	2	201
兵庫県	2	2	57	18	45	23	8	3	0	3	0	0	0	6	3	1	171
奈良県	0	2	18	5	10	6	2	0	0	0	0	0	0	4	1	0	48
和歌山県	0	2	24	8	12	8	2	0	0	0	0	0	0	3	1	0	60
鳥取県	0	2	12	4	5	4	2	0	0	0	0	0	1	2	1	0	33
島根県	0	2	17	5	11	6	2	0	0	0	0	0	0	4	1	0	48
岡山県	0	2	27	7	18	10	2	3	0	0	0	0	0	4	1	0	74
広島県	2	2	43	9	24	15	2	3	1	1	0	0	3	10	2	2	119
山口県	0	2	24	7	13	8	2	0	0	0	0	0	2	3	1	0	62
徳島県	0	2	14	4	7	4	2	3	0	0	0	0	0	2	1	0	39
香川県	0	2	14	4	8	4	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	37
愛媛県	0	2	18	5	13	7	2	3	0	0	0	0	0	3	1	1	55
高知県	0	2	13	3	9	5	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	37
福岡県	4	2	45	14	25	16	4	3	2	0	0	1	2	6	3	2	129
佐賀県	0	2	12	3	8	4	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0	33
長崎県	0	2	20	4	13	7	4	3	0	0	0	0	0	2	1	0	56
熊本県	0	2	22	8	18	9	4	0	0	0	1	0	1	2	1	0	68
大分県	0	2	17	4	10	6	2	0	0	0	0	0	1	2	1	0	45
宮崎県	0	2	12	4	11	5	2	0	0	0	0	0	0	2	1	0	39
鹿児島県	0	2	21	6	18	8	2	0	0	0	0	0	1	2	1	0	61
沖縄県	0	2	18	7	11	7	4	0	0	0	0	0	0	2	0	0	51
計	28	94	1,574	400	898	546	142	81	20	11	9	11	31	214	70	20	4,149



佐賀県 佐賀広域消防局
消防局長 山田 孝雄

豊かな水と緑あふれる自然と共存する地域

佐賀広域消防局管内は九州北西部に位置する佐賀県の中央部にあり、北は脊振山脈から南は有明海に達しています。

佐賀地方で前海^{まへうみ}と呼ばれる有明海は、およそ8万年前の阿蘇山の大噴火によって九州全体に積もった土砂が風化して粘土質の泥に変わり、この泥が川によって海へ運ばれ、大きな干満に伴う潮位変動により堆積したことで広大な干潟となったといわれています。



有明海

この海は多くの河川が流れ込むことから栄養分が多く、全国有数のノリ養殖漁場となっ

ているほか、秋には紅葉を見せるシチメンソウという塩生植物やムツゴロウなどといった国内では他に見られないめずらしい生物が約15種類も生息しています。

本消防局は、佐賀市、多久市、小城市、川副町、東与賀町、久保田町の3市3町で構成され、面積583.50km²、人口30万6,986人となっています。

この地域のうち、北部の山間部が約30%、西部の盆地が約16%であるのを除くほとんどが平坦な平野で宅地・道路などの都市的利用以外は農地などの自然的利用とされていることから、春から夏にかけては緑のじゅうたんを敷き詰めたような田畑の景色を見ることができます。

また、管内を流れる主要河川である嘉瀬川・牛津川・巨勢川をはじめ、平野部では河川・クリーク・水路が縦横



嘉瀬川から秀峰天山を望む

に発達し、その総延長は約2,000kmにも及んでおり、この豊富な水量は、生活用水、農業用水としてのみならず、火災時における消防用水としての役割をも果たし、住民に幾多の恩恵を与えています。

従来とは異なる災害

これまでの管内は、風水害を除けば比較的災害が少ない地域と考えられていましたが、平成16年6月27日午前7時20分頃、佐賀市の南東部において竜巻(藤田スケールF2)が発生し、15名の負傷者と376戸の家屋等が全半壊するなどの大きな損害を与えました。また、平成17年3月20日、同年4月20日には福岡県西方沖を震源とする地震が相次いで発生し、管内でも震度5弱を記録しました。幸いにも死者を出すような人的被害こそありませんでしたが、今後、このような従来とは異なる特殊な災害の発生が起りうる可能性が予想されることから、これらを教訓として災害発生時の職員の召集、活動内容などを見直し、危機管理体制の更なる充実、強化を図りました。



竜巻により倒壊した電柱

救マーク制度

平成17年7月から救急患者の救命率の向上を図るとともに、住民に安心と安全を与えることを目的として、「救マーク制度」を創設し実施しています。

これは、公民館、店舗、旅館・ホテル及び病院など不特定多数の人が出入りする施設において、突発的にけが人や病人が発生した場合、普通救命講習Ⅱ以上を受講した従業員を常駐させ、速やかに応急手当等を施す体制が整っている施設であることを表示するものです。

現在、39件の施設が認定を受けていますが、今後より多くの施設がこの制度を活用することで住民が安心して利用できるよう、普及啓発活動に取り組んでいます。



救マーク

防火かるたで火災予防

釧路市消防本部

釧路市消防本部中央・西・東の各消防署では各地域の自主防災組織との共催により、2月4日及び11日に「防火かるた大会」を開催しました。この大会は、市内の小学生を対象に防火思想の普及高揚及び地域児童の火遊びによる火災等を未然に防止することを目的に毎年開催し、今年は、3地域で182チーム567名が参加しました。また、かるたの標語は市内の小中学生からの募集により作成したもので、児童らは、読み手の声に集中し、元気な声で火災予防に関する絵札を取り合い、防火啓発を図ることができました。



元気な声で絵札を取り合う子供たち

荒川区が区内の各世帯に住宅用火災警報器配布へ

東京消防庁

東京消防庁では、住警器の設置を平成16年10月から新築住宅に、既存住宅には22年4月1日から義務付けることになりました。荒川区では他の都内自治体に先がけ、18年度から3カ年計画で区内の既存住宅の一戸建て全てに住警器の配布を行うこととなりました。住警器とともに高齢者等自ら取付けが困難な方には取付けも区が実施(業者委託)するもので、設置に伴う総費用は約2億円。東京消防庁では、このことを大いに評価し、2月28日、関口和重消防総監から西川太一郎荒川区長へ消防総監感謝状を贈呈しました。



関口消防総監から西川区長へ感謝状が手渡された

消防通信 望楼 ぼうろう

世界遺産「吉野山」のロープウェイで救助訓練を実施

吉野広域行政組合消防本部

吉野広域行政組合消防本部は2月14日、吉野大峰ケーブル(ロープウェイ)において奈良県防災航空隊と合同で救助訓練を実施しました。訓練は、吉野山の観桜期を前に、観光客の主要交通手段である吉野大峰ケーブルで「ケーブルが緊急停止し、ゴンドラ内の乗客2名が救助を求めている」との想定で、従業員による初動・通報訓練のほか、奈良県防災ヘリの隊員と地上からの救助隊がゴンドラに進入し、要救助者2名を緩降機で救出しました。当日は、従業員、消防隊、航空隊が一体となった訓練となりました。



ゴンドラ内に進入して救助活動を実施

全国初、事務委託方式による共同運用開始

久留米市消防本部

久留米市消防本部は19年4月1日より、福岡県南広域消防組合から通信指令業務の委託を受け、同本部の指令システムの拡張整備を行い共同運用を開始します。今回の共同運用は、指令管制上の責任の所在が明確となる事務委託方式による実施としては、全国で初の試みとなります。事業効果としては、大規模災害時の迅速な広域的対応が可能となり、共同事業とすることで通信機器の整備、維持管理費等の経費削減及び通信指令担当職員の削減人員を有効に活用して、住民サービスにつなげていきます。



共同運用を開始する通信指令室内の様子

消防通信／望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

消防大学校 だより

消防大学校の編集・発行する教材について

消防大学校では、消防学校における教育訓練などで使用する教材の編集・発行を行っています。

1. 自主防災組織教育指導者用テキスト

平成16年度から「自主防災組織教育指導者に対する教育のあり方に関する調査研究委員会」を開催し、その成果として、自主防災組織のリーダーが、その構成員に対し教育・指導を行うためのテキストを作成しています。

テキストには、自主防災組織活動の重要性について理解するため、リーダーと住民の方々が共に活動を進めていくための考え方、ヒントとなる事例・手法を掲載しています。

また、地域の皆さんが一緒になって、より具体的に危険性に気づき、地域の防災力を高めるためのポイントや改善策を考えるための便利な方法「DIG*」の進め方やチェックポイントを詳しく紹介しています。

※「DIG」(ディグ)とは、Disaster(災害)、Imagination(想像)、Game(ゲーム)の頭文字を取って名付けられた、誰でも参加できる防災訓練プログラムです。

平成18年度は、平成16年度に作成した「地震編」と平成17年度に作成した「風水害・土砂災害編」を合本し、改訂を加えるとともに、新たに「国民保護と自主防災組織の関わり」の章を加え、いわば「統合版」として作成しています。また、①自主防災組織指導者用テキスト、②受講者用のテキストの2種類を作成しており、これらを電子ファイル化した「CD-ROM版」も作成しています。消防庁のホームページ(<http://www.fdma.go.jp>)からダウンロードすることも可能とする予定です。

自主防災組織教育指導者用テキストは、消防大学校の自主防災組織育成コースで使用するとともに、各地域で行われている講習会でご活用いただいております。

○自主防災組織指導者用テキスト

「自主防災組織づくりとその活動 自主防災指導者用教本」

○受講者用のテキスト

「災害に備えて 自主防災組織の活動」



自主防災組織育成コース

2. 消防教科書

全国の消防教育機関で実施する初任科教育の標準化とその向上を図ることを目的として、初任教育用の教科書の編集を行っています。

消防教科書

消防理化学・実験	○ 救 急
○ 危険物	特殊災害
消防査察・消防用設備	安全管理
防火管理・消防広報	消防体育
※ 建 築	消防訓練
消防機械器具概論	消防英語
※ 消防ポンプ	※ 消防財政・財務会計
火災防ぎよ	○ 消防制度
防 災	※ 消防倫理・サービスと勤務
救 助	法制通論
火災調査	

凡例：※印を付したものは平成18年度に改訂を行ったもの、○印を付したものは平成19年度に改訂を行う予定のものです。

昭和50年に最初の4冊が発刊され、その後、順次刊行を重ねるとともに、内容の改訂を行ってきており、現在21種類が発行されています。

3. 消防研修

「消防研修」は、消防大学校の機関誌として昭和40年10月に創刊し、平成19年3月に第81号を発刊しました。年2回発行し、各都道府県、消防学校、消防本部等への配布を含め、発行部数は15,000部となっています。

毎号、特集記事(論文)を中心に構成しており、第81号では「救助」を特集しています。

特集のほかには、「レポート」として、最新の消防行



政の動きを掲載するとともに、各地の消防本部の先進的な取組みなどに関する論文を掲載しています。

消防研修の過去の特集

号	特 集
第75号	NBC災害対策
第76号	産業施設の災害対策
第77号	阪神・淡路大震災から十年
	地震、水害と緊急消防援助隊
第78号	救急の変革
第79号	国民保護
第80号	消防と科学
第81号	救 助

以上の3種類の教材を教育・研修等において、積極的にご活用願います。

消防大学校成績優秀者

科 名 (期)	氏 名	所属消防本部 (都道府県)
幹部科(第4期) 1月9日～3月2日 48名	原田 忠明 伊藤 貴弘 田中 晃 桂 稔 野倉 洋克	札幌市消防局 (北海道) 東京消防庁 (東京) 横須賀市消防局 (神奈川県) 飯田広域消防本部 (長野) 高槻市消防本部 (大阪)
予防科(第81期) 1月15日～3月9日 58名	須田 実 関 亨 浦山 信之 福田 克之 藤井 直行	栃木県消防学校 (栃木) 吾妻広域町村圏振興整備組合消防本部 (群馬) 富山県消防学校 (富山) 石川県消防学校 (石川) 松江市消防本部 (島根)

住民に対する応急手当の普及啓発

救急企画室

○ 住民が応急手当の講習を受講する目的は、単に救命のための手技を修得することだけではなく、実際の救命の現場に居合わせた時に躊躇なく応急手当を実施することが出来るようになることです。

本年2月に開催された東京マラソンにおいて、心肺停止状態で倒れた人に対し、現場に居合わせたランナーと救護班が協力し、心肺蘇生法と自動体外式除細動器（AED）の使用を含む応急手当を実施したところ、かけがえのない命が救命されたのは記憶に新しいところです。

傷病者の救命のためには、住民による速やかな応急手当、救急隊員による応急処置と迅速な搬送、医療機関での処置が一体となる必要があります。

○ それぞれの消防本部において住民に対する応急手当の普及講習が実施されています。その講習内容は以下のとおりです。

る時間（平成17年中全国平均6.5分）程度出来ることと、自動体外式除細動器（AED）について理解し、正しく使用できること等を目標としています。

○ 住民に対する応急手当普及啓発活動の実施状況については、全国で普通救命講習は5万4,531回開催、114万7,904名が受講、上級救命講習は3,185回開催、6万8,081名が受講と、受講者は3年連続100万人を突破しました。（データは平成17年中）

応急手当講習の受講については最寄りの消防本部（署）にお問い合わせください。
あなたの勇気が救命に繋がります。

普通救命講習

心肺蘇生法（成人）、大出血時の止血法、対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。

上級救命講習

心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法。

これらの講習は、実習が主体であり、心肺蘇生法及び大出血時の止血法を、救急車が現場に到着するのに要す



普通救命講習

（写真提供：新潟市消防局）

風水害に対する備え

防災課

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように我が国の広い地域で大きな被害をもたらしています。また、最近では局所的な突風を伴う竜巻による被害も発生しています。

昨年においても、6、7月の梅雨前線に伴う大雨により各地で土砂崩れや土石流が発生したほか、9月の台風第13号と豪雨による強風・河川の増水などにより、多くの人的被害・家屋被害がもたらされました。

また、9月には宮崎県延岡市内で、11月には北海道佐呂間町地内で竜巻が発生し、あわせて12名の方が亡くなられました。

それぞれの地域におけるこれまでの風水害の有無にこだわらず、日頃からその対策を準備しておくことが大切です。

～集中豪雨とは～

量的な定義はありませんが、時間的・空間的に集中して降る大雨のことを「集中豪雨」といいます。集中豪雨は、活発な積乱雲によってもたらされ、主に日本付近に前線が停滞している時（梅雨期の終わり頃）や台風が日本列島に接近しているか上陸した時、大気の不安定な状態が続き、次々と雷雲が発生している時などに発生します。

～竜巻とは～

「竜巻」とは、積乱雲や積雲に伴って発生する強い上昇気流をもった激しい渦巻きです。

雲の底からたれ下がるように、漏斗状や柱状の雲（漏斗雲）ができ、海面や地面から巻き上げた水滴やちりや砂などが尾のように立ち上がり、これらが繋がって、漏斗状の雲の軸がまっすぐ、または曲がりくねった形で見えます。

竜巻の中心付近は周りよりも気圧が低く、そのため地表付近では竜巻の中心に向かってらせん状に風が吹き、中心に近

づくほど急速に風が強くなっていき、上昇気流となって周囲の空気や物を巻き込みながら移動していきます。

台風や発達した寒冷前線、寒気の流入など、局地的に大気の状態が非常に不安定な場合に多く発生しています。

～風水害に対する備え～

強い風や大雨等によってもたらされる災害には、洪水、土砂災害、高潮、高波及び突風などがあります。洪水は、主に大雨によって河川があふれ、堤防の決壊などにより水が沿岸地に流れ出て被害を与えるものです。また土砂災害は、大雨によって地盤が緩んだことにより、がけ崩れや地すべり、土石流などとなって現れます。高潮については、台風などによって海面が普段以上に大きく持ち上げられ、沿岸に押し寄せるものです。

こうした風水害による被害を最小限にとどめるため、家庭においては、あらかじめ窓や雨戸の補強をする、非常用品を揃えておく、避難場所を確認しておくほか、常に台風や大雨に関する情報を確認することなどが大切です。

また、大規模な災害時には、防災関係機関のみでの初動体制が不十分となる場合が想定されるので、地域の人々が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に立ち、連帯感を持ちながら自主的な防災活動に取り組むことが重要となります。

日頃からの防災知識の普及啓発はもとより、災害に備えたより実践的な情報収集及び伝達体制の確立、災害危険箇所に対する措置、避難体制の整備（災害時要援護者対策等）、地域住民の参加のもと実効性のある防災訓練の導入など、住民と防災関係機関が一体となって災害防止のための必要な措置をあらかじめ講じて、風水害に備えておくことが必要といえるでしょう。



平成18年7月に長野県岡谷市内で発生した土石流による被害状況



平成18年11月に北海道佐呂間町地内で発生した竜巻による被害状況

津波による災害の防止

防災課

四方を海に囲まれた我が国においては、地震を原因とする津波が繰り返し発生し、そのたびに多くの尊い人命が失われてきました。記憶に新しいところでは、平成5年に発生した「北海道南西沖地震」において、死者・行方不明者で200名以上という大きな被害が出ています。

さて、津波による被害を防ぐためにはどうしたら良いでしょうか。答えはひとつ、それは「逃げる」ことです。それも「すばやく逃げる」ことです。では、すばやく逃げるためにはどうしたら良いでしょうか。

行政においては、津波避難対象地域、避難地、避難路をあらかじめ指定し周知・徹底するとともに、発災時の迅速かつ正確な津波情報の収集・伝達、避難勧告等の迅速な発令等の対応が求められます。しかし、これらは行政としていわば「当たり前」のことで、これだけでは津波の被害を無くすことは不可能であり、大切なのは、住民一人ひとりが津波防災意識を高く持ち行動することです。

消防庁においては、「津波対策推進マニュアル検討報告書」を取りまとめ、地域ごと（自主防災組織単位、町内会単位等）の津波避難計画を作成するための具体的な手順を示すとともに、実際にモデル地域を選定し、実際の計画作成事例を提示するなど、地域における取組みを支援しています。これらの事業を通じて示した大きなポイントは、津波避難計画は、行政と住民（民間企業等を含む。以下同じ）の協働により作成されるべきものであり、行政から与えられるものではなく、住民が参加し自ら考え、作成するべきものであるということです。

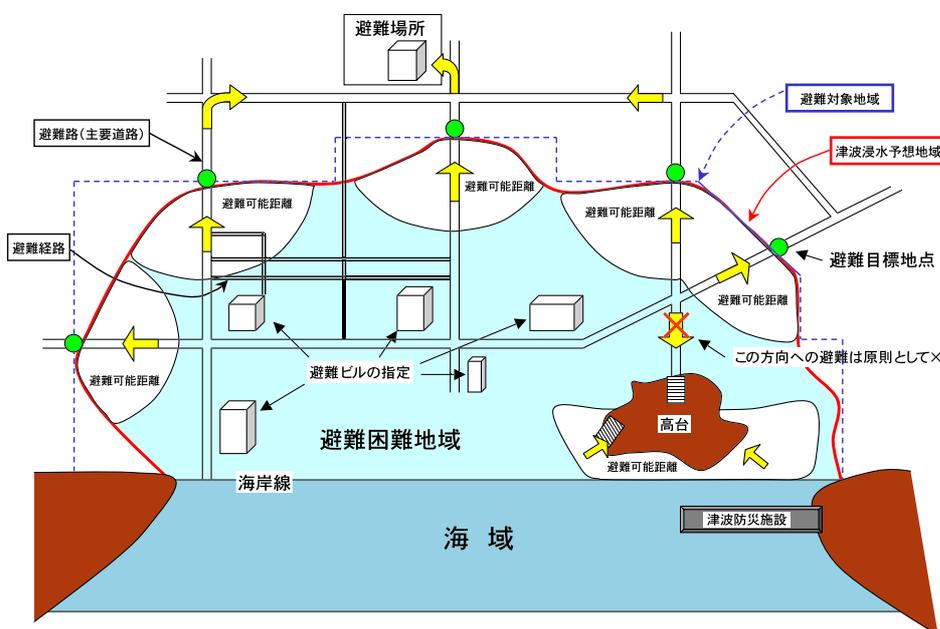
具体的には、都道府県レベルに

おいては、広域的かつ統一的な考え方に基づいた津波被害予測（浸水予測図の作成）の実施等、市町村レベルにおいては、住民に対する津波浸水予想地域等の必要な情報・知識等の提供や支援、住民においては、これらの行政の支援に基づいた具体的な避難目標地点や避難経路の検討等、といった役割が求められます。計画作成がゴールではなくスタートであり、繰り返しの訓練等による検証を通じ、不断に見直していくことが必要です。

近い将来の発生が懸念されている「東南海・南海地震」や「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」では、甚大な津波被害が予想されることから、国、地方公共団体において津波対策に係る取組みを推進しているところです。

しかしながら、実際に避難行動をとるのは住民一人ひとりであり、「自分の命は自分で守る！」といった自覚を持ち、大きな揺れや小さくとも長くゆっくりとした揺れを感じたら「行政やテレビなどの情報を待つことなく」すぐに安全な場所へ逃げるといった行動意識の徹底が必要です。

津波避難計画の概念図



「地域安心安全ステーション」の整備 ～自主防災組織を核にした活動の展開～

防災課

(1) 背景

地域防災力の向上には、自主防災組織による様々な活動のほか、他団体と相互の得意分野において補完し合う連携が重要となります。

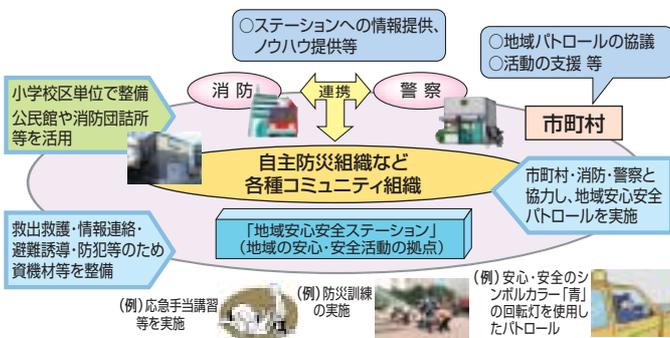
特に大規模な災害が発生した場合には、地域コミュニティが持つあらゆる力が必要となることから、近隣の自主防災組織間の連絡を密にし、消防団、婦人(女性)防火クラブ等の他団体と総合的な連携を図ること、すなわち地域住民の力を集結させ、小学校区等のより広域な単位で災害の様々な状況に対応できる体制の構築が必要となります。

こうしたことを背景に、消防庁では地域コミュニティの住民パワーを生かし、地域の安心・安全を構築するため、自主防災組織を核に地域の様々な団体が広域に連携する「地域安心安全ステーション」の取組みを進めています。

(2) 地域安心安全ステーションとは

地域安心安全ステーションは、近隣の自主防災組織が連携し、また防災活動と防犯の連携を基本としたネットワークを構築することにより、地域防災力を向上させることを目的とした取組みです。

<地域安心安全ステーションイメージ図>



地域安心安全ステーションでは、自主防災組織相互の連携、自主防災組織と関係団体との連携(ネットワーク化)というソフト面と地域における防災活動拠点としてのハード面の位置付けを有しています。

地域安心安全ステーションが担うべき役割としては、広域的な活動範囲とネットワークを効果的に活用し、個々の自主防災組織の活性化、地域の各種団体との連携による幅広い人材の防災活動への取り込み、避難所運営への参画等を行うことが考えられます。

地域安心安全ステーション実施地域の範囲は、地域の実情にあった単位で活動していくことが必要ですが、大規模災害への備えを考えた場合、広域で活動が行える範囲が有効であることから、地域の避難所として活用される学校等を単位(小学校区等)とした連携、活動を実施していくことが望まれます。

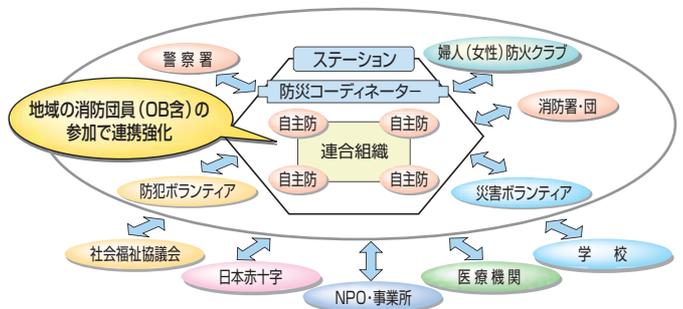
また、組織内での意思疎通や他の団体との連携を図ることは、地域安心安全ステーションを効果的に実施していく上で

非常に重要な要因となります。このため、防災に関する知識を有する消防団員などが組織間の連携を担う人(防災コーディネータ)の役割を果たすことが必要となります。

(3) 地域安心安全ステーションのモデル例

複数の自主防災組織によって組織された連合体を核に、地域の関係団体と幅広い連携を構築するモデル例は以下のとおりです。

<地域安心安全ステーションのモデルケース>



(4) モデル事業の成果

消防庁では平成16年度から「地域安心安全ステーション整備モデル事業」を行っております。平成18年度までに218団体選定し、平成17年度には、これまでの事業の成果や選定された団体の中から優良な活動を行っている団体を選定し、まとめた「地域安心安全ステーション整備モデル事業実施団体における活動事例集」を取りまとめました。

活動事例集は、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp>) よりご覧になれます。

また、平成18年度には、優良活動団体の代表(地域安心安全ステーション伝道師)の活動報告などにより、活動の参考にしていただく出前講座を全国で6箇所、さらには東京において「自主防災組織と安心安全なまちづくりシンポジウム」を開催しました。



出前講座愛知会場



自主防災組織と安心安全シンポジウム

シンポジウムの様子は財団法人自治体衛星通信機構 (<http://www.lascom.or.jp/shobo/index.html>) において、3月・4月中配信しております。

消防庁では平成19年度以降も、こうした地域安心安全ステーションの取組みの普及活動を行うこととしていますので、活動の参考としていただくようお願いします。

消防大学校消防研究センター一般公開

消防大学校消防研究センター

消防大学校消防研究センターでは、平成19年度科学技術週間における行事の一環として、下記のとおり一般公開を行います。

1. 概要

消防大学校消防研究センターにおいて行っている消防防災の科学技術に関する基礎から応用までの幅広い研究、開発の内容について、実験の実施、写真・パネルの展示、ビデオ放映等により紹介します。

また、研究施設を公開するとともに、消防大学校の教育訓練内容の展示を行います。

2. 日時

平成19年4月20日(金) 10:00~16:00

3. 場所

〒182-8508

東京都調布市深大寺東町四丁目35番3号

総務省消防庁 消防大学校 消防研究センター

交通のご案内
Access



4. 主な公開予定項目

公開項目名	公開形態
消防防災用ロボットFRIGOシリーズの開発	実演
リアルタイム地震防災情報システム	実演
石油タンクの安全性向上—地震防災と経年劣化対策	展示及び実演
サーマルマネキンによる消防隊員用防火服の耐炎性能試験	展示及び実演
泡消火剤による消火のメカニズム	展示及び実演
バイオマス燃料等の危険性評価	展示
特殊災害に関する研究	展示
火災時に発生する旋風に関する研究	展示
火災原因調査室の業務	展示
消防研究センター刊行物の展示	展示
消防大学校での教育訓練	展示
消防防災科学技術研究推進制度の成果に関する展示	展示

5. 対象

一般(入場無料)

6. 交通アクセス

- JR中央線・井の頭線吉祥寺駅南口バス停6番乗り場から、深大寺、調布駅北口、または野ヶ谷行き、消防大学前下車。所要時間20分
- JR中央線三鷹駅南口バス停8番乗り場から野ヶ谷行き、消防大学前下車。所要時間20分
- 京王線調布駅北口バス停14番乗り場から、杏林大学病院行き、または杏林大学病院前行き、中原三丁目下車、徒歩3分。所要時間25分
- 京王線調布駅北口バス停13番乗り場から、吉祥寺駅行き、消防大学前下車。所要時間18分

7. 問い合わせ先

総務省消防庁 消防大学校 消防研究センター
研究企画部

電話：0422-44-8331 (内線 131, 138, 172)

2月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防参第 20号	平成19年2月 9日	国際消防救助隊員登録消防本部消防長	消防庁国民保護・防災部参事官	国際消防救助隊員証の交付について
消防技第 7号	平成19年2月15日	各都道府県知事	消防庁次長	「消防防災科学技術高度化戦略プラン」の改訂について（通知）
消防総第 55号	平成19年2月15日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁総務課長	平成19年度消防庁広報テーマについて
消防技第 8号	平成19年2月16日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防技術政策室長	電気用品及び燃焼機器に係る火災等事故報告の集計等について
消防予第 68号	平成19年2月20日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	建築防災週間（平成18年度下期）の実施に伴う協力について（依頼）
消防特第 21号	平成19年2月23日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁特殊災害室長	林野火災に対する警戒の強化について
消防災第 93号	平成19年2月26日	内閣総理大臣指定公共機関の長 各都道府県知事指定行政機関の長	消防庁長官	消防庁防災業務計画の修正について（通知）
消防危第 48号	平成19年2月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	鋼製地下タンクの内面保護に係るFRPライニング施工に関する指針について

広報テーマ

4 月		5 月	
①防火対象物の防火安全対策の徹底	予防課	①住民に対する応急手当の普及啓発	救急企画室
②消防団活動への理解と協力の呼びかけ	防災課	②風水害への備え	防災課
③林野火災の防止	特殊災害室	③津波による災害の防止	防災課
④地震に対する日常の備え	防災課	④地域安心安全ステーションの整備	防災課

編集発行／消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2-1-2 (〒100-8927)
電 話 03-5253-5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

編集協力／(株)近代消防社